

# 議案説明書

【2月21日開催分】

令和7年3月定例会

## 令和7年生駒市議会第2回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年2月21日(金) 午後1時

2 場 所 第1会議室

### 3 説明議案等

|        |   |
|--------|---|
| 報告第1号  | 市長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)  |
| 議案第10号 | 令和6年度生駒市一般会計補正予算(第10回)  |
| 議案第11号 | 令和6年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第2回)   |
| 議案第12号 | 令和6年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)   |
| 議案第13号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について   |
| 議案第14号 | 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                |
| 議案第15号 | 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について   |
| 議案第16号 | 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 議案第17号 | 生駒市職員等の旅費に関する条例の制定について  |
| 議案第18号 | 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 議案第19号 | 生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 議案第20号 | 生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 議案第21号 | 生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について   |
| 議案第22号 | 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第23号 | 生駒市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について   |
| 議案第24号 | 生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 議案第25号 | 生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について  |
| 議案第26号 | 生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について  |

### 4 出席議員

|       |      |       |       |      |       |
|-------|------|-------|-------|------|-------|
| 福中眞美  | 白本和久 | 伊木まり子 | 塩見牧子  | 浜田佳資 | 竹内ひろみ |
| 恵比須幹夫 | 成田智樹 | 吉村善明  | 片山誠也  | 改正大祐 | 神山さとし |
| 山下一哉  | 加藤裕美 | 中嶋宏明  | 中尾節子  | 梶井憲子 | 辰巳綾子  |
| 芦谷真治  | 森雄亮  | 橋本宏淳  | 高杉千代子 |      |       |

## 5 説明のため出席した者

|          |      |        |      |         |      |
|----------|------|--------|------|---------|------|
| 副市長      | 領家 誠 | 総務部長   | 小林弘幸 | 財務部長    | 岡田 敬 |
| 地域活力創生部長 | 川島健司 | 福祉部長   | 後藤治彦 | 子育て健康部長 | 吉村智恵 |
| 建設部長     | 米田尚起 | 都市整備部長 | 清水一彦 | 消防長     | 金田和彦 |
| 教育部長     | 鍬田明年 | 生涯学習部長 | 坂谷 操 |         |      |

## 報告第1号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

### 【消防本部】

今回の専決処分は、1月臨時会において、補正予算として承認された補償補填及び賠償金について、病気休職に伴い、給与の全部又は一部を不支給としていた消防職員の公務災害が認定されたことから、不支給としていた給与を支給するとともに、給与の支払いが遅れた期間に応じた遅延利息として、40万9308円を損害賠償として支払うものです。

地方自治法第180条第1項の規定に基づいて、令和7年1月31日付で専決処分を行ったため、同条第2項の規定により報告するものです。

## 議案第10号 令和6年度生駒市一般会計補正予算（第10回）

### 【総務部】

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等において、退職者数が当初予算で見込みより増加したため、1億5400万円の増額補正を行うものです。

財源については、款19繰入金、項1基金繰入金、目12職員退職給与基金繰入金において、全額繰り入れを行うものです。

次に、目11防災費において、内閣府の令和6年度補正予算において創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、災害発生初動期の避難所生活の質の向上と、衛生環境の維持を図るため、6332万1000円の増額補正を行うものです。

内容としては、避難者用段ボールベッドやテント式パーティション、蓄電池等の購入とその保管倉庫の整備です。

財源としては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金において、新しい地方経済・生活環境創生交付金3130万9000円、款22市債、項1市債、目1総務債において、防災設備整備事業債610万円を活用します。

なお、この予算については、款総務費、項総務管理費、事業名防災経費において、全額令和7年度に繰り越すものです。

次に、目12諸費において、犯罪の起きにくい地域環境づくりを推進するため、防犯カメラを設置する自治会を対象に、設置費用を補助する防犯カメラ設置事業補助金について360万円の増額補正を行うものです。

財源としては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当します。

なお、この予算についても、款総務費、項総務管理費、事業名「安全ですみよいまちづくり経費」において、全額令和7年度に繰り越すものです。

次に、款総務費、項総務管理費、事業名庁舎管理費です。オフィス改革実施設計等委託業務における執務スペースの改革と令和7年度に実施予定である窓口DXに係る設計業務について、当初、担当課を分けて実施する予定でしたが、業務効率や来庁者目線のトータルコーディネートと経費削減を図るため、本業務の契

約期間を延長し、両業務を連携し一元化して実施するため、1471万円の繰越明許費の設定をするものです。

次に、事業名「防災経費」及び事業名「安全で住みよいまちづくり経費」については、先ほどご説明したものです。

次に、項戸籍住民基本台帳費、事業名「戸籍住民基本台帳事務費」です。戸籍法改正により、戸籍の氏名に振り仮名を記載することとなり、生駒市に本籍がある方へ振り仮名の確認通知書を送付するため、その通知書作成・発送準備について、法施行日が令和7年5月となり、年度内の完了ができないため、277万2000円の繰越明許費の設定をするものです。

### 【財務部】

款11地方交付税において、普通交付税が国の補正予算に伴う再算定により、増額されたため、当初予算額との差額の2億2856万円を増額補正するものです。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金の物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金ですが、国の令和6年度補正予算により物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するために交付される重点支援助地方交付金の推奨事業メニュー事業及び、令和6年度に実施した定額減税において、減税をしきれなかった方への不足額給付に係る事業の財源として5億50万9000円を補正するものです。

次に、款19繰入金、項1基金繰入金、目16財政調整基金繰入金については、先ほど説明しました、普通交付税の増収があったことなどから、1億4982万1000円の減額補正をするものです。

次に、款22市債、項1市債、目7臨時財政対策債において、国から決定された臨時財政対策債の発行可能額が、当初予算を下回ったことから、差額の2180万円を減額補正するものです。

次に、款17財産収入、項1財産収入、目2利子及び配当金において、大幅な金利の上昇により、基金の利子収入が想定より増えるため、458万6000円の補正をするものです。

なお、この利子収入については、各基金に積立てを行いますので、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節24積立金において、財政調整基金に138万円、減債基金に102万円、職員退職給与基金に107万4000円、公共施設等総合管理基金に111万2000円を追加して積み立てる積立金の歳出補正を合わせて行うものです。

### 【地域活力創生部】

款2総務費、項1総務管理費、目8市民活動費「地区集会所省エネ設備導入補助金」ですが、エネルギー価格の高騰に対する自治会活動の支援を目的とし、地区集会所において一定以上の省エネ性能を有する対象設備を導入する場合、費用の一部を補助するものです。

補助内容は、一般財団法人省エネルギーセンターが提供する「統一省エネラベル」において、3つ星以上の評価を受けた「LED照明器具」及び「エアコン」を導入するために必要な経費の60%を補助するもので、対象件数は、LED照明器具16件、エアコン14件の合計30件を見込んでおり、補助金として、1976万円を計上しています。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境保全対策費ですが、「省エネ家電等買い換え補助事業」については、エネルギー価格の高騰の影響を受けた生活者を支援するとともに、温室効果ガス排出量を削減するため、一定以上の省エネ性能を有する家電等に買い換える際の費用の一部を補助するものです。

補助対象製品は、「統一省エネラベル」において、3つ星以上の評価を受けているなど、一定以上の省エネ効果を有するエアコン、冷蔵庫、テレビ及びガス給湯器で、補助金額は、補助対象経費の20%、上限は3万円とし、対象件数は、エアコン750件、冷蔵庫580件、テレビ70件、ガス給湯器90件の合計1490件を見込んでいます。

補正額は、補助金で4043万円、委託料で1951万円など、合計5995万2000円を計上しています。

次に、款5産業経済費、項2商工費、目2商工振興費ですが、「人材確保等総合支援事業」については、物価高騰、人材不足等により厳しい経営状況にある市内中小事業者等の人材確保や生産性向上の取組を総合的に支援するもので、事業の概要としては、まず委託業務として、事業者への伴走支援によって、経営課題を整理し、専門的なスキルや経験のある市民等とのマッチングを行うことで、事業者の人材不足の解消と生産性の向上を支援するものです。

また、併せて、事業者の人材確保をさらに支援するため、3種類の補助金を計上しており、1つ目が、事業者がマッチングを受けた専門人材への業務発注等で支払った経費を補助する「業務委託支援補助金」、2つ目が、採用活動の際に、民間の人材紹介サービスを利用する経費に対する「採用支援補助金」、3つ目が、従業員が業務遂行上必要な資格を取得したり研修等を受ける経費に対する「育成支援補助金」で、いずれも補助率は2分の1、上限は1件30万円を想定しています。

補正額は、委託料で2795万1000円、補助金で2000万円など、合計4815万1000円を計上しています。

なお、各事業の財源については、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当しています。

次に、款9災害復旧費、項2農林業施設災害復旧費、目1耕地災害復旧費の現年度農地等災害復旧工事については、令和6年11月に発生した豪雨により崩壊した、農地法面の復旧工事を、国庫災害復旧工事として行うものです。

今般の復旧工事の財源については、県補助金と農地所有者の協力金で全額が賄われるものですが、工事の発注は市が行うこととなるため、工事請負費の当初予算額500万円との差額、358万円を計上するものです。

財源となる歳入は、款16県支出金、項2県補助金、目7災害復旧費県補助金

で134万9000円、款21諸収入、項4雑入、目4雑入で473万1000円を計上しています。

最後に、款総務費、項総務管理費、事業名集会所新築等助成費「地区集会所省エネ設備導入補助金」の1976万円、款衛生費、項保健衛生費、事業名環境基本計画推進事業「省エネ家電買い替え補助事業」の5995万2000円、款産業経済費、項商工費、事業名商工業振興事業費「人材確保等総合支援事業」の4815万1000円、款災害復旧費、項農林業施設災害復旧費、事業名「農地災害復旧事業」の858万円については、いずれも令和7年度に実施する事業であることから、全額を繰り越すものです。

款産業経済費、項農業費、事業名土地改良事業については、「ため池劣化状況調査等」の委託を行うものですが、全額が措置される県補助金を活用して、令和7年度に事業を実施するため、500万円を繰り越すものです。

項商工費、事業名テレワーク・インキュベーション事業については、「アコールいこまもやい館」の外壁タイルの補強工事について、より安全性が高く、効率的な工法の検討に時間を要したため、3028万4000円を繰り越すものです。

## 【福祉部】

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費において、今年度を実施した定額減税調整給付金については、令和5年分所得等を基にした推計額を用いて算出し、概算で支給しましたが、今回の給付については、令和6年分の所得税及び定額減税の実績額が確定した結果、本来給付すべき給付額と当初給付額（令和5年分所得等による推計額）との間で不足が生じた方への追加給付を行う経費として総額3億8311万7000円の増額補正をするものです。

なお、財源については、全額国庫補助となります。

また、款民生費、項社会福祉費、事業名「低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業」の3億8311万7000円は、令和6年分の所得税実績額等が確定するのが令和7年（6月頃）になることから繰越明許費補正もするものです。

次に、障がい福祉サービス事業者、介護事業所、介護老人保健施設及び2つのデイサービスセンター指定管理者に対しての物価高騰対策として、目3障がい者福祉費、節18負担金補助及び交付金において、障害福祉サービス事業者物価高騰対策給付金として500万円、同じく目6介護保険費、節12委託料において、介護老人保健施設等管理委託料として297万6000円、節18負担金補助及び交付金において、介護事業所物価高騰対策給付金として1600万円の増額補正をするものです。

これらの事業は、物価高騰の長期化に伴い、事業運営に影響を受けている障がい福祉サービス事業者、介護事業所、介護老人保健施設等の指定管理者に対し、事業継続や提供体制の継続の支援を目的とした給付金に要する経費です。

なお、財源については、障がい福祉サービス事業者、介護事業所については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

また、これらの事業については、款民生費、項社会福祉費、事業名「障がい者

支援事業」500万円、「介護保険事業」1897万6000円の繰越明許費補正をするものです。

### 【子育て健康部】

昨年と同様に「国の補正予算による物価高騰重点支援交付金対象事業」として、奈良県において民間病院等への光熱費及び食材料費に対する支援事業が実施されますが、県の支援事業の対象外となる生駒市立病院へ交付するために、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節18負担金補助金及び交付金において、光熱費として315万円、食材料費として347万8000円の計662万8000円の増額補正をするものです。

財源としては、款15国庫補助金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しています。

奈良県の支援事業が繰越し、令和7年度に実施されることから、本事業も繰越し、令和7年度に支給するため、款衛生費、項保健衛生費、「病院事業」において、計662万8000円の繰越明許費の設定をするものです。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費「母子保健事業」について、子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年度から、「出産・子育て応援給付金」が「妊婦のための支援給付」に変更となるため、令和6年度の「出産・子育て応援給付金」の支給事務が令和7年度に及ぶことから、給付費590万円と、制度変更に係るシステム改修に対する国の補助が令和6年度予算に前倒しされることとなったことから、委託料94万6000円を流用により令和6年度予算で確保し、先の応援給付金分と合わせて684万6000円の繰越明許費の設定をするものです。

### 【建設部】

款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費について説明します。

今回、補正を行うのは、燃料価格の高騰を受け、事業運営に大きな影響を受けている公共交通事業者のうち、タクシー事業者の支援に要する経費です。

公共交通は市民生活や経済活動になくてはならないものであり、今後も市民に必要な活動機会を確保し、安定した運行継続を図るための経費として負担金補助及び交付金415万円を補正するとともに、併せて繰越明許費の設定をするものです。

次に、款土木費、項道路橋梁及び河川費、「河川水路改修事業」について、「生駒市流域関連公共下水道青山台140-20号線工事及び水道管移設工事」において168万9000円、「生駒市流域関連公共下水道俵口町305-3号線工事及び水道管移設工事」において36万2000円、「生駒市流域関連公共下水道壱分町328号線工事及び水道管移設工事」において60万1000円、「南コミュニティセンターせせらぎ駐車場整備工事及び小瀬町地内排水管布設工事」において662万4000円、合わせて927万6000円をそれぞれ関係機関との協議に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めなくなったことにより繰り越すものです。

次に、項都市計画費、「公園整備事業」については、「南山手台みはらし公園遊具更新工事」において1440万円、「東菜畑第2公園遊具更新工事」において640万円、「生駒山麓公園園内灯更新工事」において702万4000円、以上「公園施設長寿命化事業」において、2782万4000円を、また、「公園整備事業」においては、「青山台第1緑地側溝設置工事」において373万6000円、「ひかりが丘ふれあい公園管理事務所改修工事」として600万円、以上「公園整備事業」において、973万6000円を、合わせて3756万円を繰り越すものです。

繰越理由については、公園施設長寿命化事業においては遊具等公園施設の利用者に対するニーズ調査や資材入荷に不測の日数を要したこと、また、公園整備事業においては関係機関との協議に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めなくなったことにより繰り越すものです。

次に、款土木費、項道路橋梁及び河川費について説明します。

まず、「橋梁予防保全事業」については、「橋梁定期点検業務」において4000万円と、「橋梁補修工事」において3000万円、合わせて7000万円を繰り越すものです。

12月議会で承認された補正前の1億5009万4000円と合わせて、補正後として2億2009万4000円を繰り越すものです。

次に、「道路新設改良事業」については、近鉄南生駒駅東西移動施設等詳細設計業務等において、6898万3000円と、白天龍王線支線4号道路改良工事において1882万8000円、合わせて8781万1000円を繰り越すものです。

12月議会で承認された補正前の6476万円と合わせて、補正後として1億5257万1000円を繰り越すものです。

以上の繰越理由については、関係機関との協議に不測の日数を要したことから年度内完成が見込めなくなったことによるものです。

### 【都市整備部】

歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。

セイセイビル1階2階改修工事設計委託料については、当初予算623万1000円に600万円増額補正し、工事請負費5820万7000円及び備品購入費846万9000円については、当初予算を全て減額補正します。

また、この減額補正に伴う、歳入の補正ですが、款19繰入金、項1基金繰入金、目7公共施設等総合管理基金繰入金で5683万8000円を減額補正しています。

次に、款総務費、項総務管理費の経営事務費において、セイセイビルに関する設計委託については、年度内に完了できない見込みであることから、設計委託料の全額1223万1000円を繰り越すものです。

次に、款土木費、項都市計画費の「まちづくり推進事業」ですが、学研北生駒駅中心地区のまちづくり委託料について、測量の実施に当たり調査員による現地

での事前調査を実施したところ、追加の測量作業が必要となることが判明し、測量及び地権者との立会いを年度内に履行することが困難となったことから、1940万円を繰り越すものです。

### 【消防本部】

歳出として、款7消防費、項1消防費、目3消防施設費、節18負担金補助及び交付金のうち、通信指令システム更新事業負担金の減額補正をするものです。

現在、奈良市と共同運用している消防指令センターでは、令和6年度から7年度にかけて通信指令システムの更新整備を計画し、令和6年度での委託契約の締結を目指していましたが、当該事業にかかる入札を実施したところ、契約締結に至りませんでした。

このことから、当初計画していた令和6年度からの2カ年での更新整備が困難となったため、令和6年度に要した経費を差し引き、2億8821万1000円の減額をするとともに、8ページの債務負担行為補正について、通信指令システム更新整備の2カ年目の事業として設定していた令和7年度予定の支出額4億3584万5000円の債務負担行為の設定を廃止するものです。

また、負担金の減額に伴い、歳入として、款22市債、項1市債、目5消防債の消防施設整備事業債は、合わせて減額となります。

今後の通信指令システムの更新整備については、令和7年度から3カ年にかけての事業に変更し、令和7年度予算として、改めて整備事業負担金を計上しています。

次に、款消防費、項消防費の常備消防経費で、繰越明許費補正をするものです。

この経費は、消防通信指令事務協議会負担金として、消防指令センターの男性用浴室を改修する事業で、令和6年7月に実施設計にかかる一般競争入札を行いました但不調となり、再度同年8月に改めて公告を実施したところ、同年9月の入札により落札者が決定し、契約したうえで、昨年12月に設計が完了しました。

この事業を進めるにあたり、実施設計にかかる2度の公告・入札を行ったことから、工事期間に大幅な遅れが生じ、年度内での工事完了が困難となったため、通信指令事務協議会負担金のうち消防指令センター男性用浴室改修の工事施工に係る経費182万7000円の繰越明許を設定するものです。

### 【教育部】

款教育費、項小学校費、小学校施設管理費で、あすか野小学校体育館防水改修工事において、現場足場を建てたときに追加で工事が必要な場所があることが判明し、年度内に工事を完了することができないことから、1151万2000円を、また、款教育費、項中学校費、中学校施設整備事業で、上中学校長寿命化改修工事实設計業務において、当初想定していなかった設計箇所があることが判明し、再調整をする必要があり、年度内に業務を完了することができないことから、3158万5000円を増額し、9億3818万8000円を繰り越すものです。

続いて、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童保育費において、施設型給付費等負担金について人事院勧告の影響等による公定価格の単価見直しに伴い、1億249万7000円を増額補正するものです。

こちらの歳入は、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金で7413万9000円、款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2児童福祉費負担金で3706万9000円、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金で335万1000円を計上しています。

次に、款8教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費のうち、節18負担金補助及び交付金ですが、本費目も保育所と同様、施設型給付費等負担金について人事院勧告の影響等による公定価格の単価見直しに伴い、166万7000円を増額補正するものです。

こちらの歳入は、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3教育費国庫負担金、節1幼稚園費負担金で62万4000円、款16県支出金、項1県負担金、目4教育費県負担金、節1幼稚園費負担金で31万2000円、項2県補助金、目6教育費県補助金、節2幼稚園費補助金で20万9000円を計上しています。

#### 【生涯学習部】

款8教育費、項5社会教育費、目2社会教育施設費、節14工事請負費において、むかひやま公園体育施設バスケットゴール非構造部材及び照明器具LED化工事において令和6年度国庫補助事業に採択されたことから、2591万7000円の増額補正をするものです。

財源となる歳入は、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節5社会教育費補助金で、863万9000円及び款22市債、項1市債、目6教育債、節3社会教育債で、地方債として1720万円を計上しています。

当該事業は、令和7年度中の事業完了予定であるため款教育費、項社会教育費、事業名体育施設整備事業2591万7000円補正額全額を繰り越すものです。

続いて、款8教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節12委託料において、市内小中学校における学校施設開放事業の実施に伴う利便性や安全性の向上に向けた屋内運動場入口扉への電子錠及び防犯カメラの設置が令和6年度国庫補助事業に採択されたことから、2022万6000円の増額補正をするものです。

財源となる歳入は、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節6保健体育費補助金で、1011万3000円及び款22市債、項1市債、目6教育債、節4保健体育債で、地方債として1010万円を計上しています。

当該事業は、令和7年度中の事業完了予定であるため款教育費、項保健体育費、事業名体育振興事務費2022万6000円補正額全額を繰り越すものです。

次に、繰越明許費補正の変更として、款教育費、項社会教育費、事業名「生涯学習施設整備事業」については、南コミュニティセンターせせらぎ駐車場整備工事及び小瀬町地内排水管布設工事において、関係各所との協議に不測の日数を要し、

年度内完成が見込めなくなったことから、８５０万１０００円の繰り越しをする  
ものです。

　　１２月議会で承認された７５５万６０００円と合わせて、補正後として、  
１６０５万７０００円を繰り越すものです。

## 議案第 11 号 令和 6 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

### 【福祉部】

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに 90 万 9000 円を追加し、総額 104 億 5116 万 5000 円に補正をするものです。

歳入として、款 6 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子および配当金として、大幅な金利の上昇により、基金の利子収入が想定より増えるため、90 万 9000 円を計上しています。

また、歳出として、款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金として、利子収入については、介護給付費準備基金へ積み立てるため、歳入と同額、90 万 9000 円を計上しています。

## 議案第 12 号 令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）

### 【子育て健康部】

今回の補正予算は、歳入歳出ともに 56 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105 億 3141 万 6000 円とするものです。

款 3 国民健康保険事業納付金、項 2 後期高齢者支援金等、目 3 一般被保険者後期高齢者支援金等、節 18 負担金補助及び交付金において、後期高齢者の増加に伴い、県への後期高齢者支援金等納付金額が増加したことにより、4 万円の増額を計上しています。

続いて、款 6 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 財政調整基金積立金、節 24 積立金において、大幅な金利の上昇により、基金の利子収入が想定より増えるため 52 万 9000 円の増額を計上しています。

財源としては、県への後期高齢者支援金等納付金の財源として、款 7 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、節 1 財政調整基金繰入金で、同額の 4 万円を計上しています。

次に、財政調整基金積立金の財源として、款 6 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金で、同額の 52 万 9000 円を計上しています。

- 議案第 1 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 生駒市職員等の旅費に関する条例の制定について

**【総務部】**

まず、議案第 1 3 号について、今回の改正は、「刑法等の一部を改正する法律」により、刑法に規定されていた「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらを単一化した「拘禁刑」が新たに創設されることに伴い、関係条例中で引用している「懲役」「禁固」を「拘禁刑」に改めるものです。

改正が必要な条例は、生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例、生駒市議会の個人情報の保護に関する条例、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例、生駒市職員の退職手当に関する条例、生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、生駒市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の 7 条例です。

なお、施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日、令和 7 年 6 月 1 日です。

続いて、議案第 1 4 号について、本条例については、令和 6 年人事院勧告における、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目について、「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「生駒市職員の育児休業等に関する条例」に反映させるため所要の改正を行うものです。

改正の主な内容については、生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正においては、時間外勤務の免除の対象となる範囲を、「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大。

仕事と介護の両立できる勤務環境の整備として、①介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対し、意向確認を行う面談等を実施、また、② 4 0 歳に達する職員に対し、仕事と介護の両立に資する制度について情報提供を実施します。

さらに、仕事と介護の両立に資する制度に関する研修実施や、相談体制整備、その他、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を行っていきます。

また、生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、「介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、介護時間制度についての同法の引用条文が変更となることに伴い所要の改正を行います。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日からとし、所要の経過措置を設けています。

続いて、議案第15号について、本条例は、令和6年の人事院勧告における「給与制度のアップデート」として、扶養手当や地域手当をはじめとする諸手当の改定を実施するものです。なお、「給与制度のアップデート」の先行実施分である月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の支給月数の引上げは令和6年12月定例会において議決されています。

「生駒市の一般職の職員の給与に関する条例」の改正内容として、1点目は、扶養手当を見直し、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万円から1万3000円に引き上げるものです。なお、令和7年度中は、配偶者に係る手当を3000円、子に係る手当を1万1500円とする経過措置を設けています。

2点目は、地域手当の支給割合を6%から4%に改正するものです。これは国の地域手当制度の見直しとして、支給地域の単位が都道府県単位となること、支給割合の区分数が7区分から5区分に再編されることに伴い、奈良県の支給割合である4%に合わせるものです。なお、経過措置として、令和9年度までの間における支給割合を段階的に改正し、令和7年度は5.5%、令和8年度は5%、令和9年度は4.5%としています。

3点目は、通勤手当の支給限度額を5万5000円から15万円に引き上げ、遠方からの通勤負担を軽減するものです。

4点目は、管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡大するもので、平日深夜における勤務時間帯を午前0時からとしていたものを前日の午後10時からに拡大します。

5点目は、再任用職員への住居手当を支給可能とするものです。

最後に6点目は、給料表を改定し、若手・中堅職員の早期昇格時の給与を改善するとともに、管理職についてはより職責を重視した給与体系に見直しを行うものです。

次に「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」の改正内容としては、特定任期付職員に対する特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給し、勤務成績をより柔軟に賞与に反映できるよう措置するものです。

最後に「生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の改正内容としては、地域手当の支給割合と給料表について一般職職員に準じた改正を行うものです。

施行期日は、令和7年4月1日からとし、所要の経過措置を設けています。

続いて、議案第16号について、本条例は、雇用保険法の一部改正に伴い、本市の退職手当制度における雇用保険と同様の制度について、関係規定を整備する必要があるため、所要の改正を行うものです。

改正内容として、1点目は、雇用保険法において就業手当が廃止されることに伴い、本市の退職手当制度において相当する規定を削除するものです。

2点目は、雇用保険法に規定する地域延長給付の暫定措置の延長が行われることに伴い、本市の退職手当制度における地域延長給付に相当する手当についての暫定措置も同様に延長を行うものです。

施行期日は、令和7年4月1日とし、所要の経過措置を設けています。

最後に、議案第17号について、本条例については、令和7年4月1日施行として、国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、旅費の種目の変更や物価高騰による宿泊料増額等の対応など旅費制度が大幅に変更となることに伴い、国家公務員に準じていた生駒市職員の旅費支給条例を全部改正するものです。また、生駒市職員の旅費支給条例の改正に伴い引用規定の廃止等が生じることから、生駒市の費用弁償に関する条例を附則にて改正します。

「生駒市職員の旅費支給条例」の改正の主な内容については、旅費の種目及び内容として実勢価格との乖離の解消の面と、実態・運用に則した規定の整備等の2つの側面があります。

まず、実勢価格との乖離の解消の面としては、1点目として、現行の宿泊料から宿泊費への改正があります。これは、今まで定額支給としていたものを、上限付き実費支給とするもので、宿泊地の都道府県により宿泊費の上限が規定されています。

2点目としては、赴任等の場合に支給する現行の移転料について、名称を「転居費」とし、定額支給から引越業者の見積徴取の結果に基づく支給方法に変更するものです。なお、新たに採用された職員の転居費に関しては、第19条に別途規定しています。

また、赴任等の場合に職員の扶養親族に支給する扶養親族移転料について、名称を「家族移転費」とし、家族に扶養要件がなくとも支給となります。

次に、実態・運用に則した規定の整備にとりて、1点目としては、片道100キロメートル以上の路線しか支給できなかった特急料金の支給要件を廃止します。

2点目としては、現行の車賃については名称を「その他の交通費」とし、バスの運賃、タクシーの運賃及びレンタカーの賃料等の実費を支給できるように改正します。

3点目としては、日当の廃止及び宿泊手当の新設です。現行では、昼食費や通信料を含む諸雑費のための旅費として日当を支給していましたが、これを廃止し、新たに宿泊手当として、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費を、宿泊費とは別に1泊当たり2400円の支給を新設するものです。

4点目としては、パック旅行に係る費用を支出する「包括宿泊費」を新設するものです。

最後に5点目として、旅行役務提供者については、職員に対する旅費の支給に代えて、市と旅行役務提供契約を締結する旅行代理店等が旅費に相当する金額を直接請求・受給できるよう、支給先として旅行役務提供者を新設するものです。

次に、附則第7項においては、生駒市職員の旅費支給条例の改正に伴い、生駒市の費用弁償に関する条例の一部改正を規定し、支給する旅費の種目の整理を行うとともに、日当の引用規定の廃止に伴い、実額2800円を別表に表示するものです。

施行期日は、令和7年4月1日ですが、「令和7年4月1日に新たに採用され

る職員の転居費については改正前の規定の例による。」など、必要な経過措置を設けています。

#### **議案第18号 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について** **【子育て健康部】**

今回の改正は、令和7年度の国民健康保険税の課税限度額を県が提示する金額に改正し、引上げを行うものです。

令和6年度の課税限度額は、基礎課税（医療分）限度額が「65万円」、後期高齢者支援金分限度額が「22万円」、介護納付金分限度額が「17万円」で合計104万円ですが、今回、後期高齢者支援金分を22万円から24万円に引き上げることで、課税限度額合計106万円となり、国の令和6年度法定限度額と同額になるものです。

条例の施行日は令和7年4月1日です。

#### **議案第19号 生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について** **【都市整備部】**

この度、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正を受け、構造審査の見直しなどによる面積区分の変更や、これまで一定規模以上の事務所などが省エネ基準の適合義務でしたが、来年度より戸建住宅、共同住宅も含めた、すべての建築物に省エネ基準への適合が義務化され、これに伴う技術的審査にかかる手数料を追加するものです。

この額は国の基準により算定した金額で、奈良県内同額となっています。

なお、施行期日は令和7年4月1日としています。

#### **議案第20号 生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について** **【教育部】**

本案について改正の主なものは、障がいのある児童及び生徒に適正な就学指導を実施するため設置している就学指導委員会について、文部科学省から、早期からの教育相談・支援や就学先決定時だけではなく、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から「教育支援委員会」という名称とすることが適当であるとの報告がなされていることに伴い、委員会の名称変更を行うものです。

また、この変更に合わせて、委員会の対象となる児童及び生徒の数が年々増加していることから、現地調査を行う調査員を置くことができるよう改正を行うものです。

改正条例の施行日は、令和7年4月1日としています。

#### **議案第21号 生駒市いじめに関する重大事態再調査委員会条例の制定について**

##### **【経営企画部】**

本条例案については、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に定める重大

事態が発生した場合に実施する教育委員会又は学校が調査した結果について、市長が報告を受けた内容について、再度調査が必要であると市長が判断した場合に、市長部局側にも附属機関を置き第三者に調査させるため、委員会を設置するものです。

いじめ防止対策推進法第14条第1項の「いじめ問題対策連絡協議会」、同法第14条第3項に規定する教育委員会側の附属機関である「いじめ防止等対策審議会」については、平成29年に教育委員会の組織として、すでに設置しています。

今回、新たに設置する委員会は、法第30条第2項に基づく附属機関となっています。法第30条第2項の附属機関設置の趣旨は、市長が、教育委員会等から調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態の対処又は同種の重大事態の発生を防止のために必要があると認めるときは、再調査を行うことができるとなっていることから、第三者による意見を求めながら調査を行うための体制づくりとなっています。

本市としては、本委員会の設置についての検討を進めていましたが、令和6年8月に国のガイドラインが改訂され、再調査の進め方や調査項目等について明確化されたこともあり、市長部局側の担当課の調整を行い、この度設置することとしました。

なお、奈良県内の市では、香芝市を除き、10市すべて設置されています。

次に、条例案の内容については、第1条に目的、第2条に所掌事務を規定し、第3条には委員定数及び委員の要件を規定し、委員は5名以内、委員要件は法律、医療、教育、心理、福祉等に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱するとしています。

第4条の任期については、当該調査の結果についての調査審議が終了したときとし、第5条には、特定の事項を調査審議させる必要があるときは臨時委員を置くことができると規定しています。

第6条は委員長及び副委員長、第7条は会議に関する規定としており、第8条は関係者の出席に関する規定、第9条は委員の守秘義務の規定としています。

これらは、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえ、現在設置しております生駒市いじめ防止等対策審議会と同様の形で規定しています。

なお、本条例の施行日については、公布の日からとしています。

## 議案第22号 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

### 【教育部】

本案については、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正により、家庭的保育事業者等が確保しなければ

ならない連携施設を一定の要件のもとで猶予できる経過措置の期限が延長されたこと、また、保育内容支援や代替保育に係る連携施設の基準も緩和されたこと等から、所要の改正を行うものです。

改正条例の施行日は、令和7年4月1日としています。

なお、今回の改正の主な内容が、現在の経過措置の期限の延長であるため、本改正による影響はありません。

### 議案第23号 生駒市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について

### 議案第24号 生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

#### 【福祉部】

まず、議案第23号について、幸楽、寿楽の2つのデイサービス（通所介護）については、平成12年度の介護保険制度の開始を踏まえ、平成11年から市において設置・運営を行ってきましたが、その後、民間参入が十分に図られてきている現状等から市において運営する必要性等を勘案し、ともに指定管理期間が終了する令和8年3月31日をもって廃止とするものです。

幸楽・寿楽ともに令和3年度から令和7年度までの5年間の指定管理の委託をしており、令和7年度が最終年度となります。このことから令和8年度以降について検討をしました。

検討にあたっては、個別施設計画の内容、現施設での継続に係る経費、市内のデイサービスの状況、幸楽・寿楽の利用状況などを勘案しています。

デイサービス終了後の施設の利用については、幸楽は生駒駅前という立地の良さや、社会福祉協議会の強みを生かし地域福祉の充実を図るための拠点として活用していきたいと考えています。

寿楽については老朽化が進んでおり民間への譲渡は厳しい状況ですが、公共施設マネジメント推進会議において、有効な跡地活用を検討していきます。

現在の利用者の方の他施設への引継ぎ（事業所変更）についてですが、他施設のデイサービスに代わることは、法人との協議の中で、対応は十分可能と伺っていますが、市の意思決定をこの議会でいただき、1年間という事業所変更の期間をしっかりと確保し、利用者の方の不安を減らし利用者の方の意向に沿って丁寧に進めていきたいと考えています。

続いて、議案第24号については、令和6年4月の介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの人員の配置基準について、本市の条例の一部を改正するものです。

改正内容として、地域包括支援センターの人員については、現行の配置基準を存置しつつ、柔軟な職員配置を可能とするため、介護保険運営協議会が認める場合は、対応することができるようにするものです。

今日までは、常勤専任の配置を求めていましたが、今回の改正で、常勤換算方

法によって配置基準を満たすことができるようにするもので、例えば、週5勤務ができる人材を雇用できない場合、週3と週2の勤務ができる人材を雇用することで、「配置基準を満たす」ことにするものです。

現在の配置基準は、各圏域に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置しなければなりません。今回の改正により、圏域a、b、cを一つにして、地域の実情に応じて3職種を配置すれば、各地域包括支援センターの基準を満たすことができるようになります。ただし、1圏域に2職種は必ず配置することとします。

以上が改正内容ですが、現在の生駒市においては、直ちにこのような配置をする予定はありません。

なお、今回の改正では、令和6年度中に条例を改正することが求められており、全国の自治体において、同様の一部改正が行われている状況です。

また、本条例改正案は、今月開催された「生駒市介護保険運営協議会」で承認されています。

## **議案第25号 生駒市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について**

### **【建設部】**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令に、劇場等の客席に係るバリアフリー基準が新たに定められたことから、条例で引用している政令の条項にずれが生じたため、また、条例の参酌基準となっている省令も合わせて改正されたことに伴い、条例の一部も改正を行うものです。

なお、本条例の施行日は、令和7年6月1日からであり、関係政令及び省令の施行期日としています。

## **議案第26号 生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定について**

### **【消防本部】**

今回の条例の一部改正は、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和6年12月に公布され、併せて「市町村非常勤消防団員等に係る退職報償金の支給に関する条例例」の一部改正が示されたため、これを受けて「生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」を改正するものです。

この条例は、退職した消防団員の多年の労苦に報いるもので、条例に基づき消防団の退職時の階級と勤続年数に応じて支給するものです。

今回の改正では、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、これまで勤務年数の最大の区分が「30年以上」としていたものを「30年以上35年未満」とし、新たな区分として「35年以上」の区分を追加するものです。

本条例における改正内容は、基準とする政令及び条例例のとおり退職報奨金を引上げ、施行日は令和7年4月1日となります。

# 議案説明書

【2月26日開催分】

令和7年3月定例会

## 令和7年生駒市議会第2回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年2月26日(水) 午後1時

2 場 所 第1会議室

### 3 説明議案

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 議案第3号 | 令和7年度生駒市一般会計予算         |
| 議案第4号 | 令和7年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算 |
| 議案第5号 | 令和7年度生駒市介護保険特別会計予算     |
| 議案第6号 | 令和7年度生駒市国民健康保険特別会計予算   |
| 議案第7号 | 令和7年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算  |
| 議案第8号 | 令和7年度生駒市下水道事業会計予算      |
| 議案第9号 | 令和7年度生駒市病院事業会計予算       |

### 4 出席議員

福中眞美 伊木まり子 塩見牧子 浜田佳資 竹内ひろみ 恵比須幹夫  
成田智樹 吉村善明 片山誠也 改正大祐 神山さとし 山下一哉  
加藤裕美 中嶋宏明 中尾節子 梶井憲子 辰巳綾子 芦谷真治  
森雄亮 橋本宏淳 高杉千代子

### 5 説明のため出席した者

副市長 領家 誠 総務部長 小林弘幸 財務部長 岡田 敬  
地域活力創生部長 川島健司 福祉部長 後藤治彦 子育て健康部長 吉村智恵  
建設部長 米田尚起 都市整備部長 清水一彦 上下水道部長 岡村祥宏  
消防長 金田和彦 教育部長 鋤田明年 生涯学習部長 坂谷 操

### 議案第3号 令和7年度生駒市一般会計予算

#### 【令和7年度予算の総括と一般会計の歳入歳出全般の概要を「令和7年度予算案の概要」に基づき説明】

「1 予算案の要点」です。

一般会計予算額は、「476億8800万円」、対前年度比で「6億8200万円」、「1.5%」の増加です。

なお、令和7年度から水道事業会計が、奈良県広域水道事業団に統合されるため、前年度の数値からも予算額を除いた数値になっています。

市税、地方譲与税、県税交付金で構成される税収ですが、まず市税については、市民税は、社会的な税収増に加え、定額減税がなくなる影響もあり「10.5億円」の増収となり、県税交付金についても、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金等の増収が見込まれ、税収全体では、「14.9億円」の増となりました。

一方、地方特例交付金は、定額減税の減収補填分が減ることから「5.4億円」の減収となることに加え、国の地方財政計画から、地方交付税は減少するとともに、臨時財政対策債がゼロとなる見込みです。

歳入全体としては、清掃センター基幹的設備改良工事の終了、小中学校に関する投資的経費の本格化や社会保障費の増加等といった要因により、特定財源の増減がありましたが、前年度から「6.8億円」の増加となりました。

歳出では、義務的経費において、常勤職員や会計年度任用職員に係る給与改定による人件費の増加に加え、物価高に伴う各種委託料等の増加が見込まれ、さらに、社会保障関係費が、保育施設に支給される施設型給付費負担金の増等により一般財源ベースで前年度から「8.3億円」増加となりました。その内訳は、28ページ「社会保障関係費の推移」で記載しています。

次に、投資的経費において、約40億円の清掃センター基幹的設備改良工事が終了しましたが、小学校の屋内運動場空調設備整備工事や上中学校長寿命化事業、生駒南小・中学校整備事業など小中学校に関する事業が本格化することもあり、一般会計の規模は前年度から「6.8億円」の増となりました。

予算編成においては、今後も増加する経常経費に対応しつつ、中長期的な視点を持ちながら健全な財政運営を継続することを念頭に予算編成に当たり、経常経費に充当する一般財源のマイナスシーリングは行わなかったものの、臨時的経費や大規模修繕などの投資的経費については、市民の安全・安心を確保することを最優先に、「緊急性」・「必要性」を十分に精査するなど、徹底した歳出削減を行い、限られた財源を有効に活用すべく、予算の重点化・効率化を図りました。

具体的には、第6次総合計画第2期基本計画に基づき、「こども・子育て支援」、「教育」、「地域共生社会の実現」「防災対策」「まちの拠点形成」、「経済の活性化」などを大きな柱に据えながら、様々な行政需要に適切に対応し、適正な実質収支を生み出せる財政構造を目指しました。

「3 予算総括表」について、金額については、100万円単位に四捨五入して

説明します。

まず、「(1) 会計別総括表」の、「1 一般会計」の予算額は、「476億8800万円」で、「6億8200万円」、「1.5%」の増です。

続いて、「2 特別会計」、「3 企業会計」の予算額は表のとおりです。

次に、「(2) 一般会計歳入内訳」について、増減額の大きい項目等について説明します。

まず、款1「市税」は、「175億3600万円」で、「10億4800万円」、「6.4%」の増です。

税別の内訳については、個人市民税が、社会的な税収増及び定額減税がなくなる影響で「8億800万円」、「10.4%」の増、固定資産税が、「1億6300万円」、「2.6%」の増となっています。

次に、款3「利子割交付金」から款9「環境性能割交付金」までの県税交付金は、款5「株式等譲渡所得割交付金」や款7の「地方消費税交付金」が大きく増加し、県税交付金全体としては4億5300万円の増収となっています。

次に、款10の「地方特例交付金」は、定額減税に対する減収補填特例交付金が減ることから、「5億4200万円」の減になっています。

次に、款16「県支出金」については、「施設型給付費等県負担金」や「子ども医療費補助金」等の社会保障関係費、「国勢調査委託金」や「参議院議員選挙費委託金」の増により、「5億100万円」、「14.2%」の増加となっています。

次に、款19「繰入金」は、退職手当に対する「職員退職給与基金」や投資的事業に対する「公共施設等総合管理基金」、起債等の償還に対する「減債基金」の繰入が減少したことから、「4億2500万円」、「17.4%」の減となりました。

次に、款21「諸収入」は、水道事業が奈良県広域水道事業団となるため、企業団から派遣となる職員の給与等相当分の歳入が新たに追加となること等により、「4億7400万円」、「43.7%」の増となりました。

最後に、款22「市債」は、清掃センター基幹的設備改良工事に係る市債が大幅に減少し、さらに臨時財政対策債の発行額がゼロとなりましたが、小学校の屋内運動場の空調設備整備や上中学校の大規模改修事業等の投資的経費の増加に伴い、教育債等が増加したことにより、「6億500万円」、「17.3%」の減となりました。

続いて、「(4) 一般会計歳出内訳」について、増減額の大きい項目について説明します。

まず、款2「総務費」は、水道事業の職員給与を奈良県広域水道事業団に支出するための負担金が増加したこと等により、「4億6800万円」、「9.9%」の増加となっています。

次に、款3「民生費」は、制度拡充による児童手当支給経費の増や保育実施事業費、障がい者支援事業費等の社会保障費の増に伴い、「20億8300万円」、

「11.4%」の増加となっています。

款4「衛生費」は、清掃センター基幹的設備改良工事の事業費の減により、「42億400万円」、「47.0%」の減少となっています。

最後に、款8「教育費」は、小学校屋内運動場空調設備整備事業や上中学校大規模改修事業、生駒南小学校・中学校の整備事業の増加で、「27億7600万円」、「49.6%」の増加となっています。

次に、「(5)一般会計性質別内訳」について、主な増減を説明します。

「義務的経費」のうち「人件費」については、「5億6600万円」、「6.6%」増加していますが、給与改定による給与費の増によるものです。

次に「扶助費」については、「14億4400万円」、「13.8%」の増となっていますが、主な要因としては、障がい者支援事業費、児童手当支給経費、保育実施事業費、子ども医療費助成事業費の増加によるものです。

「投資的経費」は、清掃センター基幹的設備改良工事が完了し約40億円減少しましたが、小学校屋内運動場空調整備や上中学校長寿命化改修工事等が増加し、差し引き、前年度より「15億2100万円」、「22.3%」の減少となっています。

「その他の経費」では、前年度より増減の大きなものとしては、「物件費」「補助費等」で、「物件費」については、「6億400万円」、「6.5%」増加していますが、情報システムの標準化対応業務等による情報管理費の増や、新型コロナウイルスワクチン接種及び带状疱疹ワクチン接種の定期接種化による予防接種事業の増、さらに地域包括支援センター事業費を介護保険特別会計から一般会計に計上することによる増等によるものです。

「補助費等」については、「3億5300万円」、「8.8%」減少していますが、病院事業会計負担金や下水道事業会計補助金、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の減等によるものです。

### 議案第3号 令和7年度度生駒市一般会計予算

【予算に関する説明書に基づき説明】

#### 【議会事務局】

31ページから32ページの款1議会費、項1議会費、目1議会費です。

この費目は、議会運営全般に要する経費ですが、議員の皆様方の報酬及び事務局職員の給料などの人件費に係る経費が大部分を占めています。

その他、主な経費としては、会議録の作成や議会報の発行などの議会運営に関する経費及び議員の調査研究活動に要する経費です。

なお、これらの経費のうち、業務が次年度にわたる議会報印刷業務については、令和8年度の債務負担行為を計上しています。

#### 【経営企画部】

32ページから34ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。

この費目については、市政顧問の報酬及び費用弁償に係る経費を計上しています。

次に、35ページから36ページの目4広報広聴費です。

この費目では、市政情報を発信し、まちづくりへの関心と参画を促す広報紙「広報いこまち」の発行、市ホームページや市LINE公式アカウントの運用を実施します。

また、事業の改善や政策ニーズの把握など政策形成サイクルの起点となるよう広聴業務の強化を目的に新たに実施する「e-広聴プロジェクト」の一環として、デジタル技術を活用し市民の声を聴く「デジタルききみみポスト」を実施します。

そのほか、プロモーションサイト「good cycle ikoma」をはじめとする多様なメディアを活用した情報発信や、市民PRチーム「いこまち宣伝部」10周年事業に要する経費を計上しています。

次に、37ページの目6企画費です。

この費目では、進行管理を行う「総合計画審議会」の開催、運営にかかる経費、新たに総合計画に掲げる将来都市像「自分らしく輝けるステージ・生駒」の普及・浸透に向けた取組として動画製作に係る経費を計上するとともに、行政改革に関する取組等の審議を行う「行政改革推進委員会」の開催、運営に係る経費を計上しています。

また、本年4月より開催される大阪・関西万博に係る奈良県実行委員会負担金、ブース設置に係る経費などを計上しています。

### 【デジタルイノベーション推進課】

32ページから34ページの款2総務費、項1総務管理費の目1一般管理費です。

この中で、デジタルイノベーション推進課の所管は、庁内や地域のDX推進に関する経費で、該当する予算額としては3043万5000円となります。

主なものは、「行政手続のオンライン化や窓口改革」として、電子申請システムの利用や先進自治体の調査に要する経費を、「公共インフラDXの推進」として、タブレットを活用した現場業務の効率化に要する経費を、「地域ポイント事業」として、市民との協創によるまちづくりを実現する手段として実証的に導入した地域ポイント、まちのコイン「くるり」に関する経費を、「誰一人取り残さないデジタル化の推進」として、地域やコミュニティを通じた共助によるデジタル格差是正に向けた、スマホサポーターの育成に要する経費を、「DX人材育成」として、DX推進リーダーの育成や、組織としてのデジタル知識の底上げに向けた、職員研修に要する経費、等を計上しています。

### 【総務部】

32ページから34ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。

この費目については、市長をはじめ、経営企画部及び総務部の職員の給与並びに退職者の退職手当等に係る人件費のほか、完全フレックスタイム制度の導入に向けた新勤務情報システムの運用など、システムの運用・利用に係る経費、SPI3総合能力試験など職員採用にかかる経費、及び職員健康診断等、職員の健康管理に必要な経費、障がい者の任用と定着の支援に係る経費、機能性や作業効率向上を図る作業服のリニューアルを行うとともに、政治倫理審査会、法令遵守委員会の運営経費、地理情報システムの運用に関する経費を計上しています。

また、庁内外ネットワークや各種サーバ、システムの保守運用、職員用PCの更新等に要する経費を計上しており、主なものは、「業務系情報環境の整備」として、庁内外ネットワークや各種サーバ、システムの保守運用、職員用PCの更新等に要する経費を、「自治体情報システムの標準化・共通化」として、令和7年度末までに全自治体を実施する基幹系システムの標準化・共通化に要する経費を計上しています。

そのほか、「AI・RPA等の活用による業務の効率化」として、RPA/AI-OCRの利用料やRPAシナリオ作成支援に要する経費などを計上しています。

また、奈良県広域水道企業団への派遣職員の人件費、約2億8000万円をこの目で計上しています。

次に、34ページのみ2職員研修費です。

この費目では、人材育成基本方針に基づき、本市のビジョン、ミッション、バリューに即した職員の育成に向け、多種多様な学びの機会を提供するための、庁内研修や外部研修機関への派遣等に要する経費を計上しています。令和7年度においても、階層別に行う一般研修や専門研修のほか、職員の幅広い視野を培い、意識改革を促すため、派遣研修を実施するとともに、職員のマネジメント等能力強化研修、法令研修を実施し、必要な知識の習得と業務遂行能力の向上を図ります。

また、職員の資質の向上を図ることを目的として、資格取得助成に係る経費を計上しています。

次に、34ページから35ページのみ3文書費では、郵便事務や電子決裁等を含めた文書管理、法制執務、情報公開等の経費を計上しています。

次に、36ページのみ5財産管理費は、庁舎や車両の維持管理経費、基金の積立などの経費で、職員が安心して働くことができる職場環境の整備と円滑な業務の遂行などを目的とするカスハラ対策に係る経費を節12委託料に計上しています。

次に、37ページのみ7公平委員会費では、公平委員会の運営経費を計上しています。

次に、39ページのみ9人権施策費では、人権施策審議会をはじめ、人権啓発・相談、多文化共生や犯罪被害者支援などに要する経費を計上しています。

令和7年度では、「生駒市人権擁護に関する条例」の見直しや効果的な啓発手法について、人権施策審議会等の意見聴取により検討します。また、多文化共生を推進するため、奈良先端大との連携や市民協働により、国際交流イベントや講座等の多様な事業を実施するとともに、事業を具体的に推進していくための多文化共生推進アクションプランを作成します。

次に、40ページから41ページの目10交通対策費は、交通指導員等による交通安全啓発のほか、放置自転車防止指導や、自転車駐車場及び自動車駐車場の管理などの経費で、節12委託料には、市営自動車駐車場の管理システムを更新し、新紙幣やキャッシュレスでの支払い対応にすることで利便性向上を図るための経費を計上しています。

次に、41ページから42ページの目11防災費は、防災行政無線の保守、防災施設の整備、災害用資機材の整備等に係る経費で、令和7年度は総合防災訓練の実施を予定しており、防災講演会や防災マルシェの開催、テーマ別訓練の実施のための経費のほか、節18負担金補助及び交付金では、自治連合会が主催する地域訓練への補助金を計上、また、奈良県防災行政通信ネットワーク再整備のための負担金を計上し、災害時に迅速に奈良県と市町村を結ぶネットワークの強化を進めます。

また、令和6年度から引き続き想定される浸水の深さや避難誘導の案内表示の設置を進めます。

次に、42ページの目12諸費では、法律相談や平和事業に係る経費、また、生駒駅周辺に防犯カメラを設置するための経費や「特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺」被害防止対策強化のために行う啓発のための費用を計上しています。

次に、42ページから43ページの目13男女共同参画費では、男女共同参画審議会をはじめ、セミナーや交流会に要する経費、女性相談等に係る経費など、男女共同参画プラザ（ダイバーシティ推進プラザ）の運営に要する経費を計上しています。

次に、43ページの項2徴税费、目1税務総務費では、固定資産評価審査委員会の運営経費を計上しています。

次に、45ページから46ページの項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、戸籍住民基本台帳事務をはじめ、証明書のコンビニ交付やマイナンバーカードの交付に要する経費、市民課の窓口業務を民間事業者に委託する経費、住民票の写しや印鑑登録証明書などを発行している、市民サービスコーナーの運用に要する経費を計上しています。

なお、令和7年度では、戸籍に氏名の振り仮名を記載するため、生駒市に本籍がある人へ、振り仮名の確認通知書を発送する郵送代、その振り仮名記載の届出に係る経費を計上しています。

次に、46ページの目2住居表示整備費では、住居表示板等の購入や住居表示台帳システムに係る経費を計上しています。

次に、46ページから47ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費では、

職員給与費、委員会運営費、選挙啓発費、選挙人名簿等に係る経費を計上しています。

また、47ページから48ページの目2参議院議員選挙費では、7月に見込まれる「参議院議員通常選挙」に係る経費を計上していますが、今回から、「市役所」、「北コミュニティセンター」に加えて、「南コミュニティセンター」に期日前投票所を増設するための経費を含め計上しています。

次に、48ページの項5統計調査費、目1統計総務費では、統計事務に関する経費を、48ページから49ページの間2統計調査費では、「国勢調査」「経済センサス」に関する経費等を計上しています。

次に、49ページから50ページの項6監査委員費、目1監査委員費では、監査事務に係る監査委員報酬や、事務局職員の人件費などを計上しています。

次に、57ページの款3民生費、項1社会福祉費、目7人権文化センター運営費は、各種講座等を開催するセンターの管理運営費です。

次に、62ページの項2児童福祉費、目5児童館運営費は、小平尾南児童館の運営と管理に要する経費です。

次に、79ページから80ページの款5産業経済費、項2商工費、目5消費生活費では、拡大する特殊詐欺等からの被害防止の啓発活動の拡大や専門相談員による消費生活相談等を実施する消費生活センターの運営経費を計上しています。

最後に、108ページの款8教育費、項5社会教育費、目4人権教育推進費では、人権教育講座「山びこ」や日本語教室等の実施、人権教育推進協議会への補助などに要する経費を計上しています。

令和7年度は、現行の日本語教室に加え、日本語の会話力向上を目的とした少人数グループのクラス「(仮称) にほんごサロン」を新たに開講します。

## 【財務部】

6ページから7ページの款1市税ですが、市民税、固定資産税、都市計画税等の市の自主財源の根幹をなす収入になります。

市税全体では、定額減税がなくなることも含め、令和6年度より10億4763万2000円の増額を見込んでいます。

次に、8ページの款2地方譲与税ですが、国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与されるものです。

これについては、令和6年度より1337万8000円の減額を見込んでいます。

続いて、8ページから10ページの款3利子割交付金から款9環境性能割交付金は、県税交付金と呼ばれますが、県税の一定割合が県から市に交付されるものです。

これらを合わせて、令和6年度より4億5281万9000円の増額を見込んでいます。

続いて、11ページの款10地方特例交付金ですが、減税に伴う地方税の減収

額を補填するため国から交付されるものです。

これについては、定額減税がなくなり、その減収補填分がなくなることから、令和6年度より5億4019万6000円の減額を見込んでいます。

続いて、11ページの款11地方交付税ですが、各自治体の不均衡を調整し、すべての団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するため、一定の合理的な基準によって国から再配分される交付金です。

普通交付税と特別交付税がありますが、合わせて令和6年度より2億8070万円の減額を見込んでいます。

続いて、23ページ上段の款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金です。

これは、各基金の運用に伴い生じる利子を計上していますが、預け入れ金利の上昇などにより、令和6年度よりも大幅な増額を見込んでいます。

続いて、26ページの款20繰越金については、令和6年度と同額を計上しています。

続いて、27ページの款21諸収入、項2市預金利子については、預け入れ金利の上昇により、令和6年度よりも大幅な増額を見込んでいます。

歳入の最後ですが、29ページから30ページの款22市債、項1市債のうち、臨時財政対策債については、国における地方交付税の財源不足額を補填するものとして、平成13年度以来借り入れていましたが、令和7年度では借入額がゼロとなりました。

続いて歳出になります。32ページから34ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち財務部に係るものとして、財務書類作成支援業務に係る経費や電子入札システムや土木積算システムなどの運用に要する経費、公金の金融機関での収納や支払い、市役所一階の派出窓口に係る経費、ふるさと生駒応援寄附に係る経費などを計上しています。

続いて、36ページのみ5財産管理費のうち財務部に係るものとして、基金の積立金の経費を計上しています。

次に43ページから45ページの項2徴税费ですが、この費目は、市税の賦課と徴収に要する経費になります。

賦課では、公平かつ適正な課税を行うために必要な、電算処理などの経費を計上しています。

また、徴収では、コンビニ収納やスマートフォン収納等に要する手数料、滞納処分における預貯金の照会業務など市税の収納に要する経費を計上しています。

114ページの款10公債費は、これまでに借り入れた市債の償還元金や利子を計上しています。

最後に、款11予備費では、年度途中における、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため前年度と同額の5000万円を計上しています。

## 【地域活力創生部】

37ページから39ページの款2総務費、項1総務管理費、目8市民活動費です。

この費目では、身近な拠点に、多様なサービスと人的交流を創出する取り組み「複合型コミュニティ（まちのえき）づくり」を継続して進めるための経費を計上するほか、若い世代の地域活動の参画を促す「地域未来人財育成事業」を行う経費や、市民参加を推進するための経費として、「いこまどんどこまつり」の各実行委員会への補助金、上北山村、敦賀市、南あわじ市との友好都市交流を促進するための経費、電子回覧板等デジタル活用に取り組む自治会を対象に助成する「地域コミュニティICT活用事業」に要する経費、「市民自治協議会」の活動や設立に向けた支援、地域課題の解決につながる公益活動の創出・発展を支援する地域活動応援補助金「まちのわ」や、公益活動に関する各種講座の開催に要する経費を計上しています。

そのほか、自治会を中心とした地域活動を促進するための経費として、「自治会活動に係る自治振興補助金」や「地区集会所の改修に対する補助金」のほか、市民活動推進センターの設備改修工事に係る経費などを計上しています。

次に、68ページから69ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目4環境衛生費です。

この費目は、歩きたばこ及び路上喫煙の防止啓発活動をはじめ、スズメバチの駆除費用に対する補助、市営火葬場の適正な運営と維持管理に要する経費、街路灯・防犯灯の適正な点検及び維持管理に要する経費、ふるさと生駒応援寄附を活用した所有者不明猫適正管理事業に要する経費のほか、令和7年度は、防犯灯の一斉点検に要する経費を計上しています。

次に、69ページから70ページのみ5環境保全対策費です。

この費目で、地域活力創生部の所管は、環境基本計画や公民連携の推進、環境保全対策のための経費で、該当する予算額としては、2億3450万6000円です。

環境基本計画及び公民連携を推進するための施策としては、「SDGs未来都市計画」を推進するため、市民団体、民間企業など多様な主体をつなぐ「いこまSDGsアクションネットワーク」に要する経費、地域のSDGs推進のモデルとなる事業を創出するための「SDGs推進事業補助金」に要する経費、市民・事業者等との協働で実施する「くらしのブンカサイ」の開催に要する経費、自然エネルギーの普及促進を図るための「各種補助」、脱炭素先行地域づくりの取組に要する経費、協創対話窓口の活性化を図るための経費として、地域課題を踏まえた公民連携事例を創出するためのマッチング支援事業に要する経費などを計上しています。

また、環境保全対策として、市内の環境状況を把握するための調査及び学研高山地区環境保全対策に要する経費と、水環境推進事業として、生活排水対策や、河川クリーンキャンペーンの実施など、市民・事業者・市民団体との協働により河川美化活動等の定着を図る経費を計上しています。

次に、70ページから71ページの項2清掃費、目1清掃総務費です。

これは、職員の人件費や、大阪湾埋立処分場建設事業（大阪湾フェニックス計画）への応分の負担を行う経費などです。

次に、71ページのみ2ごみ処理費です。

燃えるゴミの収集運搬及びまごころ収集業務や、大型ごみ・燃えないごみの収集運搬・中間処理及び受付業務に係る経費、不法投棄防止等にかかる経費、また、ごみ減量化対策として、資源物等収集運搬及び中間処理業務、プラスチック製容器包装収集運搬及び中間処理業務に係る経費、食器等のリユース・リサイクルの推進、集団資源回収補助等に要する経費と、令和7年度は、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに要する経費を計上しています。

次に、71ページから72ページのみ3ごみ処理施設費です。

この費目は、清掃リレーセンターの管理運営及び清掃センターの長期包括運營業務に要する経費が主なものです。

また、清掃リレーセンターの中央制御・中央監視盤の補修に要する経費のほか、リユース品の販売強化、もったいない食器市の拡充など、ごみの5Rと環境負荷の少ないまちづくりに要する経費を計上しています。

次に、72ページから73ページのみ4し尿処理費です。

これは、し尿の収集運搬の経費が主なものです。

次に、73ページのみ5し尿処理施設費です。

これは、エコパーク21の運転管理等に要する経費が主なものです。

次に、73ページから74ページの款5産業経済費、項1農業費、目1農業委員会費では、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬や事務局職員の人件費、事務経費等を計上しています。

次に、74ページから75ページのみ2農業総務費では、農林部門の職員の人件費と事務経費等を計上しています。

次に、75ページから76ページのみ3農業振興費です。

この費目は、令和6年度中に策定する地域計画（目標地図）を基に、農地の保全・活用を図るための具体的な取組を検討するための費用や農業以外のことを続けながら農業を始めたい方のチャレンジを支援するいこまファーマーズスクールを開講する「半農半X支援事業」のほか、新規青年就農者支援のための「農業次世代人材投資資金」、「新規就農者育成総合対策事業補助金」や、「農地活用推進事業補助金」の交付、市民に地産の農産物をPRする「農業祭」や「地場野菜等PR事業」、食と農と市民をつなぐワークショップいこまレストランの実施など、「地産地消の推進」等に要する経費を計上しています。

また、有害鳥獣被害防止対策では、防止柵、捕獲檻の設置補助や地域が、広範囲でイノシシ防除柵を設置する際の材料支給に要する経費などのほか、捕獲した際に檻の管理をしている地元への奨励金を計上しています。

次に、76ページのみ4森林対策事業費では、「森林環境譲与税」を活用して、

森林ボランティア活動を支援するための補助金など、市民力を活かした森林整備を推進するための経費のほか、危険木の伐採事業補助や、次年度以降の事業に活用するために積み立てる「森林環境整備促進基金積立金」の経費などを計上しています。

次に、76ページから77ページの目5農地費では、ため池の防災工事の必要性を判断するための「ため池劣化状況調査・ため池豪雨耐性評価」に要する経費のほか、農業基盤整備のために地元が行う水路やため池の改修を支援する土地改良事業補助に要する経費などを計上しています。

次に、77ページから78ページの項2商工費、目1商工振興費では、「変革と挑戦」に取り組む中小企業を発掘し育成を行う、エコノミックガーデニング「EGいこま」を推進するため、生駒商工会議所が行う事業へのEG推進補助金のほか、創業支援事業であるIKOMA LOCAL BUSINESS HUBを継続するとともに、過去の創業セミナーに参加した方を対象にフォローアップを行う経費を計上しています。

また、企業立地促進条例に基づく企業立地推進補助金のほか、商業エリア新規出店チャレンジ応援補助金と、サテライトオフィス開設支援事業補助金を引き続き交付するとともに、中小企業融資制度に基づく各種補給金や首都圏から本市への移住を促す移住支援金等に要する経費を計上しています。

また、令和7年度は、テレワーク&インキュベーションセンターの機能拡充に伴い、イコマド部分の指定管理料や、内装、レイアウト等の改修に要する経費のほか、令和8年4月を予定しているセイセイビル1階部分の供用開始に向けた施設備品の経費を計上しています。

次に、78ページから79ページの目2観光費では、生駒市観光協会への補助金をはじめ、今年度の宿泊施設立地可能性調査の結果を踏まえた宿泊施設の立地推進事業や、大阪・関西万博において、他都市と共同で実施する、お茶文化をテーマとした催事に要する負担金を計上するほか、本市の観光資源である高山茶釜のブランディングを行う「観光ブランディング事業」や高山地区への誘客を促すために、市民がワークショップやイベントなどを行う「高山地区観光プロジェクト」に要する経費、観光分野の専門人材を民間事業者等から派遣してもらう観光推進事業負担金を引き続き計上しています。

次に、79ページの目3高山竹林園費では、指定管理者への指定管理料等の高山竹林園の維持管理に必要な経費を計上しています。

最後に、114ページの款9災害復旧費、項2農林業施設災害復旧費、目1耕地災害復旧費では、農地等の災害復旧工事に要する経費を計上しています。

## 【福祉部】

50ページから51ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費については、民生・児童委員活動費交付金、重層的支援体制整備事業、ひきこもり支援事業、生活困窮者の自立支援事業に要する経費を計上しています。

また、新たに開始する、民生児童委員活動のデジタル化や学習支援事業に登録しているこどもの大学等の受験料及び模試費用の補助に要する経費を計上しています。

52ページから53ページの目3障がい者福祉費については、精神障害者医療に要する経費、身体、知的、精神障がい者などの障害福祉サービスをはじめ、障がい児等支援のための障害児施設給付や、特別障害者手当等給付等の給付に要する経費を計上しています。

54ページから55ページの目4老人福祉費については、小瀬保健福祉ゾーンの温泉設備等の維持管理経費、RAKU-RAKUはうすの指定管理料や老人クラブ、シルバー人材センターに対する補助、並びにやすらぎの杜優楽の高圧受変電設備更新、バルコニーの防水改修工事等に要する経費等です。

また、避難行動要支援者の台帳や個別避難計画の管理システムを導入する経費を計上しています。

高齢者交通費等助成事業については、対象年齢を74歳以上の方として、クーポン券制度による移動支援や公共施設の利用など、高齢者の社会参加の促進、健康維持・増進につなげる経費を計上しています。

また、昨年度まで介護保険特別会計で計上していた各地域包括支援センターの運営等に係る経費及び生活支援コーディネーターの配置など地域の生活支援体制整備に要する経費及び一般介護予防事業の一部は、重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業となることから本費目に移行しています。

56ページから57ページの目6介護保険費については、介護人材確保のための介護職員初任者研修受講者への助成金や、入門的研修に要する委託料、新たに開始する介護認定審査会DX化に要する経費及び介護保険特別会計への繰出金となっています。

次に、57ページから58ページの目8福祉センター費については、福祉センターの運営に係る指定管理に要する経費のほか、施設や設備の経年劣化に伴う修繕等に要する経費を計上しています。

次に、63ページから64ページの項3生活保護費、目1生活保護総務費については、生活保護事務にかかる職員の人件費と事務的経費を計上しています。

次に、目2扶助費については、生活保護受給世帯への生活扶助をはじめとする住宅・教育・医療扶助等の自立支援に要する経費のほか、令和6年度から本市の独自事業として実施しているエアコン設置に要する経費を計上しています。

続いて、64ページの項4災害救助費、目1災害救助費については、小災害等発生時の災害見舞金等に要する経費です。

## 【子育て健康部】

55ページから56ページの款3民生費、項1社会福祉費、目5後期高齢者医療費については、後期高齢者の健康診査委託料や療養給付費負担金、また、後期高齢者医療特別会計への繰出金などです。

次に、58ページから60ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費については、こどもサポート事業として、家庭児童相談や要保護児童地域対策協議会事業に要する経費、また、子育て世帯支援事業として、みっきランドの運営、親と子の交流事業、ファミリーサポート事業等にかかる経費、さらに、こども政策経費として、こどもの意見聴取・反映事業やこどもの居場所づくり事業などのこども計画を推進する事業に係る経費を計上しています。

節19扶助費については、子ども医療費助成と未熟児養育医療等給付費を計上しています。

次に、61ページから62ページの日4母子父子福祉費については、節19扶助費で、ひとり親家庭等医療費助成に要する経費を計上しています。

65ページの項5国民健康保険費、目1国民健康保険費については、国民健康保険特別会計への保険基盤安定等の繰出金を計上しています。

続いて、65ページから66ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費については、妊婦一般健康診査や、新たに試行実施する5歳児健康診査を含む乳幼児健康診査、アウトリーチ型を追加し拡充を図る産後ケア事業などに要する経費のほか、一般不妊治療や不育症治療に加え、新たに実施する生殖補助医療や先進医療に対する費用の助成など、母子保健事業に要する経費を計上しています。

また、病院事業については、地方公営企業への繰出基準に基づく病院事業会計負担金及び補助金、生駒市立病院10周年記念式典に要する経費及び看取り体制強化事業に要する経費を計上しています。

66ページから67ページの日2予防費については、帯状疱疹ワクチンの定期接種化や子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種の延長を含む各種予防接種事業、がん検診、自殺予防対策や禁煙支援等の健康増進事業及び、休日夜間応急診療事業並びに食育や健康ウォーキングなどのほか、令和7年度からスタートする健康いこま21・食育推進計画の周知・啓発を目的とする「健康増進に関するキックオフ講演会」など、健康づくりの推進に要する経費を計上しています。

最後に、68ページの日3健康センター管理費については、「セラビーいこま」の管理に要する経費のほか、照明のLED化改修工事をはじめとする、施設や設備の経年劣化に伴う修繕等に要する経費を計上しています。

## 【建設部】

80ページから81ページの款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費です。

本費目は、職員の人件費のほか、南生駒駅において鉄道事業者が実施する鉄道駅バリアフリー化施設の整備に対する補助金、コミュニティバスの既存6路線の運行及び桜ヶ丘線の実証運行に係る経費、今年度に引き続きグリーンスローモビリティの導入検証に要する経費、バス運賃無料DAYをはじめとする公共交通の利用促進に要する経費、及び地域公共交通計画の改定に要する経費などを計上し

ています。

次に、83ページから84ページの項2道路橋梁及び河川費、目1道路橋梁総務費です。

本費目は、職員の人件費のほか、道路台帳の整備、道路通報アプリの利用料や、東生駒3丁目、4丁目の各一部地域の地籍調査に要する経費などを計上しています。

次に、84ページのみ2道路橋梁維持費です。

本費目は、市道の維持管理に要する経費で、交通安全施設等設置工事、道路の清掃、草刈り等の管理業務や舗装の維持補修に要する経費のほか、橋梁の定期点検や中菜畑歩道橋をはじめとする橋梁の予防保全工事、郡山坂橋耐震補強設計業務、北山橋耐震補強工事、及び通学路等安全対策工事に要する経費などを計上しています。

次に、85ページのみ3道路橋梁新設改良費です。

本費目は、職員の人件費のほか、市道の新設改良事業に要する経費で、企業誘致関連道路整備事業として国道163号清滝生駒道路の周辺道路ネットワークの形成事業や、谷田小明線道路改良事業における工事費、その他道路整備に要する経費などを計上しています。

次に、85ページから86ページのみ4河川費です。

本費目は、市の管理する河川・水路の改修や清掃等に要する経費で、調整池等の浚渫に要する経費や西旭ヶ丘地内の溢水対策として対策検討業務、その他河川・水路の改修工事に要する経費などを計上しています。

次に、87ページから88ページの、項3都市計画費、目2公園整備費です。

本費目は、職員の人件費のほか、公園や緑地、街路樹の清掃・草刈り・剪定等の維持管理に要する経費、樹木の大木化等による被害を未然に防ぐための伐採・整備に要する経費のほか、生駒山麓公園における指定管理料、大型遊具更新に伴う測量調査及び主要設備であるキュービクル等の更新工事、また、各公園等の整備・補修工事に要する経費などを計上しています。

次に、88ページから89ページのみ3緑化推進費です。

本費目は、緑の基本計画の見直しに要する経費、及び花のまちづくりセンターふるーらむの管理運営に要する経費などを計上しています。

また、負担金補助及び交付金には、里山づくり推進事業や花と緑のわがまちづくり助成制度の補助金などを計上しています。

最後に、113ページの款9災害復旧費、項1土木災害復旧費、目1道路河川等災害復旧費です。

本費目は、災害応急復旧工事や応急用資材に要する経費などを計上しています。

## 【都市整備部】

33ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち都市整備部に係る公共施設のマネジメントに関しては、節12委託料で、公共施設等総合管

理計画等の改定、それに伴う公共施設の劣化状況の調査を、節1-3 使用料では、公共施設を管理するシステム使用に要する経費を計上しています。

続いて、節1-4 工事請負費で、セイセイビル1階に生駒市テレワーク&インキュベーションセンター元町を整備し、消費生活センター及び男女共同参画プラザの移転など、セイセイビルの改修工事に係る経費を計上しています。

次に、82ページから83ページの款6 土木費、項1 土木管理費、目2 建築指導費は、建築基準法に基づく建築確認の事務や、多様な住まい方に対応した住まいの選択肢の充実、空き家対策などの経費を計上しています。

節1-2 委託料には、建築計画概要情報の一部をオンラインで閲覧できるようにするための経費や耐震改修促進計画の改定に要する経費を計上しています。

また、空き家対策等委託料として、空き家のマッチング支援に要する経費、ニュータウン再生、再編経費や新規事業の定期空き家調査に要する経費などを計上しています。

節1-8 負担金補助及び交付金には、既存住宅耐震改修補助金、既存住宅解体工事補助金、戸建て住宅賃貸化促進奨励金など、耐震化や空き家対策に要する補助金などを計上しています。

次に、84ページの項2 道路橋梁及び河川費、目2 道路橋梁維持費、節1-8 負担金補助及び交付金に、グリーンヒルいこま及びアントレイこま①の市民が利用する通路等の維持管理費に対する負担金を計上しています。

次に、86ページから87ページの項3 都市計画費、目1 都市計画総務費は、都市計画審議会等の運営経費や生駒駅周辺及び学研北生駒駅の拠点形成に要する経費などを計上しています。

節1-2 委託料には、学研北生駒駅中心地区まちづくり委託料として、土地区画整理組合の設立および事業認可に向けた取組に要する経費、また、生駒駅周辺都市再生事業委託料として、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向け、生駒駅周辺地域の今後の整備方策を検討するための調査や同エリアで活動したい市民・事業者等によるプロジェクトを公募、支援するための経費、加えて、街なみ環境整備事業委託料として、宝山寺参道地域にふさわしい景観形成を図るための経費、新規事業として、景観形成地区の追加を目的とした景観改善推進事業に係る経費などを計上しています。

節1-8 負担金補助及び交付金には、生駒駅南口エリアプラットフォーム補助金として、エリアプラットフォームが実施するエリアプロモーション事業等に対する補助金などを計上しています。

次に、89ページから90ページのみ4 北部地域整備促進事業費には、学研高山地区第2工区に要する経費などを計上しています。

90ページの節1-2 委託料には、第2工区全体地権者の会などの運営に要する経費、個別地区の事業推進に係る経費として高山地区南エリアの準備組合及びゲートエリアのまちづくり協議会の運営支援や「事業計画」の作成に要する経費に加え、環境に関する各種調査費を、令和8年度までの債務負担行為として計上し

ています。

また、学研高山地区だけではなく、地区周辺地域も含めた価値向上に向けた具体検討等に要する経費を計上しています。

節18負担金補助及び交付金には、事業推進に向け大規模な区画整理事業に精通した専門家の派遣に要する経費などを計上しています。

節24では、積立金に北部地域整備促進基金への積立金を計上しています。

最後に、90ページから91ページの項4住宅費、目1住宅事業費は、市営住宅及び再開発住宅の維持管理や修繕等に要する経費などを計上しています。

節10需用費には、市営小平尾桜ヶ丘住宅換気設備機能強化工事に要する経費などを計上しています。

### 【上下水道部】

69ページから70ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境保全対策費の節18負担金補助及び交付金の浄化槽設置整備補助金です。

浄化槽の設置補助については、生活排水対策のため、合併処理浄化槽設置者に対し、補助金の交付に要する経費を計上しています。

補助予定基数は、昨年度と同様の67基です。

また、浄化槽の管理者に対して、指導などを行い、適正な維持管理を推進するための経費を計上しています。

次に、91ページの款6土木費、項5下水道費、目1下水道費です。

この費目については、一般会計から下水道事業会計へ、9億8083万5000円の繰り出しをお願いするものです。

下水道事業会計予算においては、収入として計上しています。

### 【消防本部】

91ページから93ページの款7消防費、項1消防費、目1常備消防費については、消防職員138名の人件費が約88%ですが、このほかに、火災予防、応急手当普及啓発に要する経費、病院実習などの研修、教育訓練や消火・救急・救助業務の災害出動等に要する経費、奈良市との消防通信指令業務の共同運用に要する経費、消防職員の被服、装備品に要する経費、防火団体の育成に要する経費、消防施設の維持管理に要する経費などです。

続いて、93ページのみ2非常備消防費については、消防団員の報酬や消防団活動の充実、活性化に要する経費、消防団員が行う消防操法大会をはじめ、各種訓練に要する経費、消防団員の被服、装備品に要する経費、消防団施設及び車両等の維持管理に要する経費などです。

続いて、94ページのみ3消防施設費については、新規事業として、消防署本署の訓練塔に付属する倉庫の解体及び消防署南分署の空調設備の更新に係る設計業務としての委託料、藤尾町地内に設置されていた防火水槽の撤去に伴い、新たに藤尾町地内に耐震性貯水槽を新設するための工事請負費、消防装備として、

車両更新計画に基づき、消防署の消防ポンプ自動車、火災原因調査車及び消防団機動第3分団の小型動力ポンプ付積載車の更新に要する備品購入費、また、奈良市と共同運用しています通信指令システム及び車両運用管理装置の更新整備に係る経費を負担金として計上しています。

なお、債務負担行為について、奈良市・生駒市消防指令センターにおける通信指令システム更新整備事業として、令和7年度から3カ年にかけての事業となることから、令和8年度・9年度に6億1619万6000円を、車両運用管理装置更新業務として、令和7年度から2カ年にかけての事業となることから、令和8年度に940万円の債務負担行為を設定しています。

## 【教育部】

58ページから60ページの款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費です。

この費目は、幼保こども園課及び児童総務課における事務経費や私立保育所などの健全な運営と、障害児保育、長時間保育、地域子育て支援拠点事業などに対する補助金並びに児童手当の支給などに要する経費です。

また、保育士確保のため、保育士サポート手当に加え、新規事業として私立保育所などが派遣保育士や短時間保育士を雇用する際に必要な費用の一部を補助するための保育士確保支援事業給付金に係る経費を計上しています。

続いて、60ページの子2児童保育費については、主なものとして市内の私立保育所及び市外の保育所などへの施設型給付費等負担金に要する経費です。

続いて、60ページから61ページの子3保育所費については、公立保育所の管理・運営に要する経費をはじめ、施設整備や維持管理に要する経費、また、老朽化している小平尾保育園のエアコン入替工事に係る経費を計上しています。

続いて、61ページの子4母子父子福祉費については、児童扶養手当の支給をはじめ、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するために要する経費を計上しています。

次に、62ページの子6学童保育費については、市内の学童保育施設の管理・運営に要する経費として、生駒市学童保育運営協議会や民間学童保育所に交付する補助金等に要する経費を計上しています。

次に、95ページから96ページの款8教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費です。

この費目は、教育委員会の運営等に要する経費をはじめ、スクール・サポート・スタッフ、学校教育指導員、特別支援教育支援員や学校司書を配置するほか、外国語指導の充実に要する経費、教育フォーラムの開催、及び自校式通級指導教室の推進や一人一台端末の更新費用を計上しています。

続いて、96ページの子2心の教育活動事業費については、「いじめ・不登校対策」に対応するため、「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「スクールアドバイザーズ」など、引き続き専門家による助言や支援を進めるた

めの経費、また、不登校支援の事業として、「校内サポートルーム」を今年度追加で設置する8校の費用、さらに学校運営協議会において、学校と地域の効果的な連携・協働推進事業を実施するために要する経費を計上しています。

続いて、97ページから98ページの目3生駒南小学校・中学校整備事業費については、今年度中に策定する予定の生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本計画に基づき、基本設計及び実施設計の策定や測量業務を行うために要する経費を計上しています。

次に、98ページから99ページの項2小学校費、目1学校管理費については、小学校の管理・運営に要する経費をはじめ、生駒市独自の小学校1年生の「30人程度学級」の実施や高学年教科担任制推進事業などに要する経費、また、生駒小学校及び生駒台小学校屋上防水改修工事などの小学校施設の改修に要する経費を計上しています。

続いて、99ページから100ページの目2教育振興費については、小学校で使用する教材や備品の購入をはじめ、児童の就学援助に要する経費や、児童の科学への興味・関心やプログラミング的思考を高めるために、奈良高専との連携事業の実施に要する経費を計上しています。

次に、100ページの目3小学校施設整備費については、熱中症対策及び避難所の環境整備として、小学校屋内運動場空調設備整備工事に要する経費を計上しています。

次に、100ページから101ページの項3中学校費、目1学校管理費については、中学校の管理・運営に要する経費をはじめ、生駒中学校屋上防水改修工事など中学校施設の改修に要する経費を計上しています。

続いて、101ページから102ページの目2教育振興費については、中学校で使用する教材や備品の購入をはじめ、生徒の就学援助に要する経費、また奈良先端大の教員や学生による特別授業、部活動指導員派遣事業等に要する経費を計上しています。

次に、102ページの目3中学校施設整備費については、上中学校長寿命化改修工事に要する経費等を計上しています。

次に、103ページから104ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費については、公立幼稚園の管理・運営に要する経費をはじめ、私立幼稚園への施設型給付費等負担金、保育料負担金等に要する経費を計上しています。

また、新規事業として市立幼稚園再編に係る基本方針策定のための基礎調査に係る経費を計上しています。

次に、104ページの目2幼稚園施設整備費については、壱分幼稚園の認定こども園整備に係る壱分幼稚園園舎の解体工事等に要する経費を計上しています。

次に、108ページの項5社会教育費、目4人権教育推進費については、学校教育における人権教育の推進を図るため、研修会や研究大会の開催、及び教材作成に要する経費を計上しています。

次に、111ページから112ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費

については、学校医報酬のほか、児童生徒・園児並びに小中学校教職員の各種検診の実施に要する経費を計上しています。

続いて、112ページから113ページの目2学校給食センター運営費については、学校給食センターの管理・運営、施設・設備の維持・修繕に要する経費をはじめ、生駒北学校給食センター管理運営事業に要する経費を計上しています。

最後に、113ページの目3学校給食材料費については、給食を提供するための食材購入に要する経費をはじめ、物価の高騰に対応する食材価格の上昇分を市で負担する経費、また、オーガニック給食の実施に要する経費を計上しています。

### 【生涯学習部】

105ページから106ページにかけまして、款8教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費です。

この費目については、生涯学習振興事業や、高齢者教育の推進に要する経費です。

生涯学習振興事業としては、社会教育委員会議の運営のほか、自主学習グループなど市民の生涯学習活動の支援を行うとともに、「学びと活躍推進事業」としまして、図書館と連携し「大人の週末ゼミ」を開催するなど多様な主体との協働により「i s c h o o l」を開催し、市民が主体的に学び合う環境づくりに取り組みます。

高齢者教育の推進としては、いこま寿大学を運営するほか、自宅の片付けや資産の守り方など高齢者が安心して今後の人生を送るうえで大切なテーマについて学んでいただく「豊かなセカンドライフに向けた講座」の開催を予定しています。

次に、106ページから107ページの目2社会教育施設費です。

この費目については、生涯学習施設及び体育施設の指定管理に要する経費及び各施設の維持管理と整備に要する経費を計上しています。

生涯学習施設においては、図書会館の1・2階照明器具LED化等工事、北コミュニティセンターの空調設備更新工事などを予定しています。

なお、令和8年度からの次期指定管理者の選定に当たり、生涯学習施設7施設分として24億円の債務負担行為を設定しています。

また、新規事業として、将来の生涯学習施設の全体的な在り方を検討し、今後の大規模修繕や改修を踏まえ、計画的に実施するため、各施設の状況把握のための調査に係る経費を計上しています。

体育施設においては、むかいやま公園体育施設及び生駒北スポーツセンターのトイレ洋式化等改修設計・工事などを予定しています。

また、新規事業として、令和6年度に実施したスポーツ施設整備等に伴う調査の結果から、スポーツ施設等全体のファシリティマネジメントも踏まえた総合公園体育施設リニューアルに伴う基本計画策定に係る経費を計上しています。

次に、107ページから108ページの目3図書館費です。

この費目については、5カ所の図書館・室の運営、各事業に要する経費です。

本や雑誌、新聞、電子書籍など、市民のニーズにあった図書館資料を購入し提供していくほか、こどもや高齢者・障がい者に対するサービスの充実、ビブリオバトルをはじめとする読書活動推進等に要する経費を計上しています。

また、開館38年目を迎えた図書館本館の設備が老朽化しているとともに今の市民ニーズにも合わなくなってきたため、まちづくりの拠点を目指した新しい図書館となるよう、リニューアル工事を行う経費を計上しています。

また、「生駒市史編さん事業」においては、調査、研究を進めるとともに、その成果をまとめた『市史』本編の第1巻のほか、2冊の史料集を発行します。合わせて、記念講演会を開催し、発刊のPRを行うとともに、広く市民に郷土史を理解していただく場を設けていきます。

次に、108ページから109ページの目5 青少年健全育成費です。

この費目は、青少年健全育成活動事業及び青少年指導に要する経費です。

青少年健全育成活動事業としては、「二十歳のつどい」の開催のほか、子ども・若者総合相談窓口「ユースネットいこま」の運営、また、新規事業として、主に高校生を対象とした「多様な働き方を考える講座」の実施を予定しています。

続いて、109ページから110ページの目6 文化振興費です。

この費目は、市民文化祭の開催や「音楽のまち生駒」の更なる推進に向け、多くの市民が身近に音楽に親しむ機会を提供するため、市民の企画提案による「市民みんなで創る音楽祭」や市民吹奏楽団事業等の実施など、文化芸術事業の振興に要する経費等を計上しています。

「市民みんなで創る音楽祭」は令和7年度に事業開始10周年を迎えることから、記念公演を開催するとともに、新たな演奏家を発掘する取組として「チャレンジ枠」を創設するなど内容の充実を図ります。

次に、110ページの目7 文化財保護費です。

この費目については、文化財の各種調査にかかる経費のほか、生駒ふるさとミュージアムの管理運営に要する経費を計上しています。

最後に、111ページから112ページの項6 保健体育費、目1 保健体育総務費です。

この費目については、スポーツ推進審議会の運営や各行事の開催等にかかる経費です。

市民の皆様気軽に参加いただき、スポーツを始めるきっかけや、親しんでもらえる1日とするため「いこまスポーツの日」の開催や、障がいがある方々のスポーツ活動を推進するため、スポーツ施設の開放事業や、特別支援学級に通う子どもたちを対象とした体づくり運動プログラムの実施を予定しています。

また、学校部活動の地域移行を見据え、生徒が望むスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を創出するため、「新たな地域クラブ」拡充のための経費を計上しています。

#### 議案第4号 令和7年度度生駒市公共施設整備基金特別会計予算

## 【予算に関する説明書に基づき説明】

### 【都市整備部】

133ページ、134ページでは、総括として歳入歳出それぞれ総額、971万4000円を計上しています。

続いて、135ページの歳入の内訳では、款1財産収入に、公共施設整備基金の運用に伴う利子および配当金243万4000円を計上し、款2寄附金に、宅地等開発行為に関する指導要綱などに基づく公共施設整備寄付金728万円を計上しています。

続いて、136ページ、歳出として、款1公共施設整備基金費は、公共施設整備寄付金と基金運用利子の合計額、971万4000円を公共施設整備基金に積立するものです。

## 議案第5号 令和7年度度生駒市介護保険特別会計予算

### 【予算に関する説明書に基づき説明】

### 【福祉部】

本予算については、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の2年目であり、計画に示す令和6年度の第1号被保険者数、要介護（要支援）認定者数、保険料基準月額に基づき介護保険事業に係る経費を計上しています。

令和7年度の歳入歳出の予算総額は、105億506万8000円で、前年度と比べて1.8%の増額となっています。

まず、141ページの歳入について、款1保険料については、65歳以上の第1号被保険者の保険料を計上しています。

款2使用料及び手数料については、市が指定しています地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の新規及び更新申請の審査手数料に係るものとなっています。

141ページから144ページの款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金については、それぞれ法定割合により交付される負担金及び交付金となっています。

次に、144ページから145ページの款7繰入金については、法令に基づく市負担分及び職員の人件費等を計上しています。

次に、147ページの歳出について、款1総務費、項1総務管理費については、介護保険運営に係る人件費や電算処理システム利用等の事務的経費を計上しています。

次に、148ページの項2徴収費については、保険料納入通知書作成及び封入業務委託料等の保険料賦課徴収に係る経費を計上しています。

148ページから149ページの項3介護認定審査会費については、介護認定審査会委員や介護認定調査員への報酬及び委託料等の介護認定に係る経費を計上しています。

次に、149ページから151ページの款2保険給付費については、要介護者や要支援者の方々への居宅介護サービス、施設介護サービスの提供や高額介護サービス等に係る各給付費及び審査支払手数料を計上しています。

151ページの款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1サービス・活動事業費については、地域における自立した日常生活の支援のための介護予防・多様なサービス活動事業に要する経費を計上しています。

続いて、152ページの子目3一般介護予防事業費については、介護予防の必要な人を把握する「元気度チェック」の実施や各種介護予防事業をより一層展開していくための経費となっています。

次に、152ページから153ページの項2包括的支援等事業費については、各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員に係る経費など認知症総合支援事業に要する経費、在宅医療・介護連携の推進に係る経費や、介護給付費適正化に係る経費を計上しています。

なお、昨年度まで目1包括的支援事業費に計上していた、各地域包括支援センターの運営等に係る経費及び生活支援コーディネーターの配置など地域の生活支援体制整備に要する経費は、重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業となることから一般会計に移行し、予算額が6553万4000円と昨年度より2億582万2000円の減額となっています。

次に、154ページの款4保健福祉事業費については、地域支援事業における任意事業として実施していた介護用品の支給事業について、保健福祉事業として実施するための費用を計上しています。

最後に、154ページの款5基金積立金については、基金運用利子です。

## 議案第6号 令和7年度度生駒市国民健康保険特別会計予算

## 議案第7号 令和7年度度生駒市後期高齢者医療特別会計予算

【予算に関する説明書に基づき説明】

### 【子育て健康部】

165ページから166ページの令和7年度の歳入歳出の予算総額は、102億1324万1000円で、前年度と比べて約2.9%の減額となっています。

167ページの歳入について、款1国民健康保険税については、国民健康保険被保険者の保険税を計上しています。

168ページの款3国庫支出金、項1国庫補助金については、令和8年度に開始となる「こども支援納付金」制度に係るシステム改修経費相当分の収入を計上しています。

169ページの款4県支出金、項2県補助金については、生駒市が負担している医療費等に要する経費について、「保険給付費等交付金」として、全額、県から交付されるものです。

次に、170ページの款7繰入金、項1一般会計繰入金について、保険基盤安定繰入金分と未就学児均等割保険税繰入金、産前産後均等割所得割軽減に係る保険税軽減分の繰入金及びその他一般会計繰入金です。

また、171ページの項2基金繰入金については、財政安定化支援事業及び事務費に係る経費分を計上しています。

次に、歳出について、173ページから175ページの款1総務費については、国保特別会計の人件費及び電算等事務に関する経費で、レセプト処理電算委託などです。

175ページから178ページの款2保険給付費については、医療費給付のほか、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金などを計上しています。

次に、178ページから179ページの款3国民健康保険事業費納付金については、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等県が生駒市の被保険者数や所得水準等により算定した納付金を計上しています。

次に、180ページから181ページの款5保健事業費については、特定健康診査や特定保健指導の受診率向上のため、電話や文書による受診勧奨、休日における集団特定健康診査やwebを利用した保健指導を実施するとともに、「骨密度測定器」等を利用した「何でも健康チェック事業」などの保健事業を引き続き実施し、被保険者自らの健康生活を維持し、生活習慣病を予防することを目的とした経費を計上しています。

なお、去る2月20日に「生駒市国民健康保険運営協議会」を開催し、令和7年度生駒市国民健康保険特別会計予算（案）については承認されています。

続いて、議案第7号令和7年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算について、主なものを説明します。

191ページから192ページの令和7年度の歳入歳出の予算総額は、33億7375万4000円で、前年度と比べて約8.3%の増額となっています。

193ページの歳入において、款1後期高齢者医療保険料については、後期高齢者医療の被保険者の保険料を計上しています。

款3国庫支出金、項1国庫補助金については、令和8年度に開始となる「こども支援納付金」制度に係るシステム改修費相当分の収入を計上しています。

続いて、194ページの款4繰入金については、事務費及び保険料軽減に係る、一般会計からの繰入金です。

次に、196ページの歳出について、款1総務費については、人件費や保険料の徴収等後期高齢者医療の事務処理に伴う経費を計上しています。

次に、197ページの款2後期高齢者医療広域連合納付金については、後期高齢者医療広域連合に支払う、基盤安定負担金及び保険料等の負担金を計上しています。

## 議案第8号 令和7年度度生駒市下水道事業会計予算

### 【上下水道部】

#### （予算案の概要に基づき説明）

2基本項目の（2）年間有収水量は、令和6年度決算見込みを勘案して、前年度より3万1361立方メートル減の815万3253立方メートルを予定しています。

次に、3予算総額です。

収益的支出と資本的支出を合わせた予算総額は、前年度と比べ5264万9000円増の37億8109万7000円となっています。

次に、4収益的収入及び支出予算です。

収入の営業外収益において一般会計補助金及び長期前受金戻入を計上していることから、3億9252万5000円の黒字予算となる見込みです。

次に、5資本的収入及び支出予算です。

収入から支出を差し引きすると8億5713万9000円の不足となる見込みです。

なお、不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額により補填します。

次に、6下水道事業の概要です。

（1）新設改良事業は、竜田川処理区における公共下水道管渠整備事業として、6箇所の工事を予定しており、下水道普及率は73.8%を見込んでいます。

持続可能な下水道事業の運営に向けて、管理・更新一体型マネジメント方式の導入可能性調査を実施します。

また、令和6年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づく施設更新事業として、山田川浄化センター改築更新の基本設計や人孔鉄蓋更新工事を実施します。

（2）流域下水道建設負担金は、大和川上流流域下水道事業の建設負担金として、奈良県が予定している浄化センターの整備事業などに要する応分の負担金を計上しています。

（3）管渠の維持管理に要する経費は、単独処理区管渠調査業務をはじめ、老朽化した管渠等の維持補修工事に要する経費などを計上しています。

（4）ポンプ場の維持管理に要する経費は、市内6ヶ所の中継ポンプ場の運転管理業務に要する経費などを計上しています。

（5）処理場の維持管理に要する経費は、山田川浄化センター及び竜田川浄化センターの運転管理業務に要する経費などを計上しています。

(6) 営業活動に要する経費は、下水道使用料の徴収、受益者負担金の賦課など、総務管理関係の事務執行に必要な経費を計上しています。

(7) 流域下水道維持管理負担金は、流域下水道を維持管理している奈良県への排出汚水量に応じた負担金を計上しています。

次に、(8) 減価償却費を計上しています。

最後に、(9) 企業債償還元金及び支払利息は、事業に伴う企業債の償還予定額を計上しています。

#### (下水道事業会計予算書に基づき説明)

令和7年度生駒市下水道事業会計予算実施計画の1収益的収入及び支出です。

款1事業収益として、総額で26億9470万8000円を見込んでいます。

内訳として、項1営業収益については、下水道使用料が主な収入で、9億8344万5000円を計上しています。

次に、項2営業外収益については、一般会計補助金で9億2417万8000円、長期前受金戻入で7億8201万4000円が主な収入で、17億1096万3000円を計上しています。

次に、支出について、款1事業費は、23億218万3000円を計上しています。

項1営業費用、目1管渠費については、管渠の維持管理に要する経費として1億703万円を計上しています。

目2ポンプ場費については、ポンプ場の維持管理に要する経費として3413万3000円、目3処理場費については、山田川浄化センター及び竜田川浄化センターの運転管理業務等に要する経費として4億5345万4000円、目4総係費については、総務管理関係の事務執行に必要な経費として、9310万8000円を計上しています。

目5流域下水道維持管理負担金については、2億8562万3000円、目6減価償却費については、12億4652万4000円を計上しています。

項2営業外費用については、支払利息等に要する経費で7948万5000円を計上しています。

次に、項3特別損失については、過年度損益修正損で73万5000円を計上しています。

次に、項4予備費は、200万円を計上しています。

続いて、2資本的収入及び支出です。

収入について、款1資本的収入は、総額6億2177万5000円を見込んでいます。

内訳として、項1企業債については、公共下水道事業債等で3億9320万円、項2補助金については、目1一般会計補助金で5665万7000円、目2国庫補助金で1億5750万円を計上しています。

項3負担金については、下水道事業受益者負担金で1441万8000円を計

上しています。

続いて、支出について、款1資本的支出は、総額14億7891万4000円を計上しています。

まず、項1建設改良費については、目1新設改良費で5億2181万8000円、目2流域下水道建設負担金で8122万6000円を計上しています。

次に、項2企業債償還金は、償還元金として8億7370万7000円、項3予備費は200万円を計上しています。

次に、令和7年度生駒市下水道事業の予定キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書は、会計年度内における資金の増減を記載したものです。

資金期末残高は、1億335万4000円を見込んでいます。

最後に、10ページから14ページに給与費明細書、15ページに令和6年度生駒市下水道事業予定損益計算書、16ページから19ページには令和6年度及び令和7年度生駒市下水道事業予定貸借対照表、20ページには債務負担行為に関する調書、21ページには本予算に係る注記を記載しています。

## 議案第9号 令和7年度生駒市病院事業会計予算

### 【子育て健康部】

#### （病院事業会計予算書に基づき説明）

第2条の「業務の予定量」について、(1)「病床数」は一般病床210床となっています。

(2) 新設改良事業として、令和6年12月20日付けで奈良県知事より20床の病床について、事前協議による承認を受けて、生駒市立病院6階東病棟整備事業を実施するものです。なお、増床による病床数の変更に伴う「生駒市病院事業の設置等に関する条例」の改正については、増床工事竣工後に奈良県の検査を終え運用開始が可能となる令和9年3月議会で改正案を提案する予定です。

第5条は、「継続費」について、第6条は、「債務負担行為」について、第7条は、「企業債」について、それぞれ定めるものです。

第8条は、「予定支出の各項の経費の金額の流用」について、第9条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」について、第10条は、「他会計からの補助金」についてそれぞれ定めるものです。

令和7年度生駒市病院事業会計予算実施計画の1収益的収入及び支出です。収入について、款1病院事業収益は、前年度と比べ、576万8000円増の6億531万2000円を計上しています。

内訳として、項1医業収益については、生駒市立病院の診断書等の文書交付手数料並びに、救急告示及び小児救急医療提供病院等に係る一般会計負担金等として、8574万6000円を計上し、項2医業外収益については、院内保育所運営に要する経費に係る一般会計補助金、小児科病院輪番体制参加病院運営及び、新人看護職員研修に係る県補助金、病床割、小児医療病床、企業債利子に係る一

般会計負担金、指定管理者負担金及び長期前受金戻入等により、5億1293万8000円を計上しています。

次に、支出について、款1病院事業費については、前年度と比べ、721万円減の5億3758万4000円を計上しています。

内訳として、項1医業費用については、前年度と比べ、166万5000円減の4億9084万3000円を計上しています。

目1給与費については、職員の給与及び病院事業推進委員会委員に係る報酬として、2215万2000円を計上しています。

目2経費として、病院用地等に係る賃借料、医業外収益で収入する一般会計補助金及び県補助金及び市立病院文書料等徴収業務等に係る委託料について、実際に事業を実施している市立病院に支出する交付金等として、1億1278万4000円を計上しています。

目3減価償却費として、3億5590万7000円を計上しています。

次に、項2医業外費用については、企業債及び長期借入金に係る支払利息並びに消費税及び地方消費税として、前年度と比べ、569万9000円減の3904万8000円を計上しています。

次に、項3特別損失については、過年度分の県補助金に係る消費税等相当額を返還するための過年度損益修正損として、669万3000円を計上しています。

次に、項4予備費については、100万円を計上しています。

2資本的収入及び支出です。収入について、款1資本的収入は前年度と比べて、2300万5000円増の3億3789万円を計上しています。

内訳としては、項1企業債については、生駒市立病院6階東病棟整備事業に係る企業債として、3億2440万円を、また、項2負担金交付金については、企業債の償還に充てるための一般会計負担金として、1349万円をそれぞれ計上しています。

支出については、款1資本的支出は、前年度と比べて、1億6387万6000円減の4億9373万3000円を、項1建設改良費は、生駒市立病院6階東病棟整備事業に係る設計業務等の委託料及び工事請負費を計上しています。

項2企業債償還金は、病院建設に係る企業債の元金償還金を計上しています。

項3長期借入金償還金は、一般会計からの長期借入金の元金償還金を計上しています。

収益的支出と資本的支出を合計した予算総額については、前年度と比べて、1億6459万7000円減の10億3131万7000円となっています。

次に、令和7年度生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書については会計年度内における資金の増減を記載したものです。

資金期末残高について、2億5553万1000円を見込んでいます。

次に、10ページから14ページにかけての給与費明細書、15ページに継続費に関する調書、16ページに債務負担行為に関する調書、17ページに令和6

年度生駒市病院事業予定損益計算書、18ページから21ページに令和6年度及び令和7年度の生駒市病院事業予定貸借対照表、22ページに本予算に係る注記を記載しています。

# 議案説明書

【3月4日開催分】

令和7年3月定例会

## 令和7年生駒市議会第2回(3月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和7年3月4日(火) 午前9時00分

2 場 所 第1会議室

### 3 説明議案

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 議案第28号 | 生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 議案第29号 | 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 議案第30号 | 生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事(その1)請負契約の締結について |
| 議案第31号 | 生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事(その2)請負契約の締結について |
| 議案第32号 | 生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者の指定について |

### 4 出席議員

|       |      |       |      |      |       |
|-------|------|-------|------|------|-------|
| 福中眞美  | 白本和久 | 伊木まり子 | 塩見牧子 | 浜田佳資 | 竹内ひろみ |
| 恵比須幹夫 | 成田智樹 | 吉村善明  | 片山誠也 | 改正大祐 | 神山さとし |
| 山下一哉  | 加藤裕美 | 中嶋宏明  | 中尾節子 | 梶井憲子 | 辰巳綾子  |
| 芦谷真治  | 森雄亮  | 橋本宏淳  |      |      |       |

### 5 説明のため出席した者

|          |      |        |      |       |      |
|----------|------|--------|------|-------|------|
| 地域活力創生部長 | 川島健司 | 上下水道部長 | 岡村祥宏 | 消 防 長 | 金田和彦 |
| 教育部次長    | 松田 悟 |        |      |       |      |

## 議案第28号 生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

### 【上下水道部】

本議案は、令和7年4月1日から生駒市水道事業が奈良県広域水道企業団として事業を開始することから、所要の改正を行うものです。

なお、令和6年12月定例会において、奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例が議決されましたが、本条例で引用する奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例の制定は、令和7年2月20日開催の奈良県広域水道企業団議会臨時会において議決されたことから、本定例会での提案となります。

また、水質汚濁に係る環境基準が見直され、よりの確に汚染を捉える指標として「大腸菌数」が規定されたことに伴う改正を行います。

施行日については、令和7年4月1日としています。

## 議案第29号 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

### 【消防本部】

今回の条例の一部改正は、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」の一部改定により、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正が令和7年2月21日に公布され、併せて「市町村消防団員等公務災害補償条例(例)」の一部が改正されたことを受け、「生駒市消防団員等公務災害補償条例」を改正するものです。

この条例は、消防団員や活動現場で消防・救急業務に協力した消防作業従事者などの公務災害補償に関する条例で、療養や介護補償を除く消防団員の損害補償は、補償基礎額に基づき補償することとなっており、本条例における補償基礎額と扶養に係る補償基礎額の加算額は、基準とする政令及び条例(例)のとおり改正するもので、施行日は令和7年4月1日となります。

## 議案第30号 生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）請負契約の締結について

## 議案第31号 生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）請負契約の締結について

### 【教育部】

本案について、市内中学校の屋内運動場において、空調設備が整備されておらず、水と電気で稼働する冷風機を設置しているものの、屋内運動場全体の温度を下げるには性能が不十分な状態です。屋内運動場は学校生活において使用頻度が高く、夏場に熱中症など体調不良を引き起こす可能性があり、緊急性が高く、また、災害時に避難所として利用することから空調設備の整備を行うものです。

本契約に基づき整備する学校は、鹿ノ台中学校、生駒北小中学校、上中学校、光明中学校の4校です。

入札に当たっては、工種を管工事とし、事後審査型条件付一般競争入札として、

2月18日に入札を行いました。

その結果2者の入札があり、竹田水道工業株式会社生駒営業所が税込み3億5200万円で落札し、その後審査の結果、2月19日に落札業者を決定し、工期を契約締結日から令和7年11月28日までとして仮契約を締結したものです。

なお、落札率は87.35%でした。

次に、議案第31号、生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）請負契約の締結についての概要は、議案第30号と同様です。

本契約に基づき整備する学校は、生駒中学校、緑ヶ丘中学校、大瀬中学校の3校です。

入札に当たっては、工種を管工事とし、事後審査型条件付一般競争入札として、2月18日に入札を行いました。

その結果2者の入札があり、柳生設備株式会社が税込み2億6180万円で落札し、その後審査の結果、2月19日に落札業者を決定し、工期を契約締結日から令和7年11月28日までとして仮契約を締結したものです。

なお、落札率は82.61%でした。

### **議案第32号 生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者の指定について**

#### **【地域活力創生部】**

本議案に係る施設については、令和7年3月31日をもって、現在の指定の期間が満了するため、新たに指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせようとする施設は、生駒市テレワーク&インキュベーションセンター谷田町及び生駒市テレワーク&インキュベーションセンター元町です。

指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地は、ディア合同会社奈良市西大寺新町1丁目1番1号河辺ビル1階です。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

本議案に係るテレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者候補者の選定に当たっては、生駒市プロポーザル審査委員会を設置し、審査、選定を行いました。

指定管理者候補者の選定については、指定管理者制度に関する指針に基づき令和7年1月15日から2月10日まで募集したところ、1団体から応募があり、2月19日に2次審査（プレゼンテーション等）を行い、候補者の選定を行いました。